

川崎市児童家庭支援・児童虐待対策基本方針

平成25年3月

川崎市

はじめに

近年の核家族化の進行や家庭と地域の関わりの希薄化に伴い、妊娠や子育て中の保護者が孤立しがちになり、子育てに不安感や負担感を持つ人が増えています。

児童相談所や市町村に寄せられる虐待の相談・通告件数は全国的にも増加し続けており、虐待による死亡事例も跡を絶たない状況にあります。

虐待は、子どもの心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来にわたって子どもを苦しめ、最悪の場合には子どもの生命をも奪うこととなる重大な人権侵害です。

本市では、「川崎再生フロンティアプラン」において、「子育てを地域社会全体で支える」を基本方向とし、「子育てを支援する体制づくり」のため、児童に関する総合的な相談・支援体制の確立に努めてきました。

また、平成23年4月には、こども家庭センターを開設し、高度専門的な相談機能の充実など、専門的な支援の強化を図るとともに、児童相談所体制を市内3か所に拡充し、児童虐待への対応を強化してきたところであります。

一方、本市における児童虐待の相談・通告件数は、児童虐待防止法施行前の平成11年度（170件）と比較して平成23年度（1,320件）は実に8倍に達し、特に近年急増していることに加え、児童虐待による死亡事例が3件発生するなどの状況にあり、虐待対応の強化からさらに子育て支援を含めた全市的な施策の充実が求められています。

そこで、本市では、川崎市児童福祉審議会の提言を踏まえ、市全体として、児童虐待の防止と適切な対応を図っていくため、平成24年8月、庁内に「川崎市子育て支援・児童虐待対策推進検討委員会」を設置し、児童虐待対策を検討してきました。さらに、平成24年10月には、川崎市議会において、子どもを虐待から守るための施策の推進と、子どもの安全と健やかな成長が守られる社会の形成を目的として、「川崎市子どもを虐待から守る条例」が制定されました。

この基本方針は、本市のこれまでの取組を基にして、さらに、平成24年度の検討委員会における対策の検討を踏まえ、児童家庭支援・児童虐待対策を強化・充実し、条例の基本理念である児童虐待のないまちづくりを推進するために、平成29年度までの5年の取組の基本的な方向をとりまとめたものです。

今後、この基本方針に基づき、地域での子育て支援の推進、虐待の発生予防や早期発見・早期対応の充実、専門支援の充実強化のために、相談・支援に関わる業務執行の改善や施策・事業の充実に努め、本市における児童虐待対策をはじめとする児童家庭支援施策の一層の強化を図ってまいります。

平成25年3月
川崎市長 阿部 孝夫

目 次

第 1 章 川崎市児童家庭支援・児童虐待対策基本方針の策定にあたって

- | | |
|--------------------------|---|
| 1 背景 | 1 |
| 2 川崎市子育て支援・児童虐待対策推進検討委員会 | 1 |
| 3 基本方針の取組期間 | 1 |

第 2 章 児童虐待を取り巻く状況

- | | |
|-----------------|---|
| 1 川崎市の子育てをめぐる状況 | 2 |
| 2 児童虐待を取り巻く状況 | 5 |

第 3 章 児童相談・児童家庭支援に係る制度等

- | | |
|--------------|-----|
| 1 児童相談所 | 1 0 |
| 2 福祉事務所 | 1 2 |
| 3 保健所 | 1 2 |
| 4 その他の関係機関等 | 1 3 |
| 5 地域住民等による活動 | 1 4 |

第 4 章 本市の現状と課題

- | | |
|-------------------|-----|
| 1 児童相談所の現状と課題 | 1 5 |
| 2 区役所の現状と課題 | 1 6 |
| 3 こども本部の機能（制度所管課） | 1 8 |
| 4 要保護児童対策地域協議会 | 1 8 |
| 5 川崎市児童福祉審議会による提言 | 1 9 |

第 5 章 児童家庭支援・児童虐待対策の基本的な考え方

- | | |
|--------------------------------|-----|
| 1 子ども・子育てを支援する地域づくり | 2 4 |
| 2 関係機関等の連携による虐待の未然防止、早期発見・早期対応 | 2 4 |
| 3 専門的支援の充実と人材育成 | 2 5 |

第6章 児童家庭支援・児童虐待対策の施策の展開

1	地域での子育て支援の充実	29
2	虐待の発生予防策の推進	29
3	早期発見・早期対応の充実	31
4	専門的支援の充実・強化	33
5	社会的養護の充実	36
6	地域連携・広域連携等の強化	38
7	人材育成の推進	39

第7章 児童家庭支援・児童虐待対策の施策の推進に向けて

1	関連した計画との連携	41
2	児童虐待対策の推進体制の強化	41
3	事業推進計画の策定	42
4	今後の取組	42

<資料>

- 1 川崎市子どもを虐待から守る条例
- 2 子育て支援・児童虐待対策推進検討委員会 設置要綱
- 3 子育て支援・児童虐待対策推進検討委員会 実施状況

第1章 川崎市児童家庭支援・児童虐待対策基本方針の策定にあたって

1 背景

(1) 児童相談所における児童虐待の相談・通告件数の増加

本市における児童虐待の相談・通告件数は、児童虐待防止法施行前の平成11年度（170件）と平成23年度（1,320件）を比較すると、実に8倍に達し、特に近年急増しています。

(2) 「川崎市児童福祉審議会による提言」（平成24年5月）

本市では、平成24年5月に児童福祉審議会から「川崎市児童虐待死亡事例検証報告書」が市長に提出されました。

児童福祉審議会による提言では、児童の死亡事例の検証を踏まえ、児童虐待に係る全市的なコンセプトの策定、児童虐待対応に係る組織体制強化、関係機関の連携強化、などが主な内容として指摘されました。

この提言を受けて、平成24年8月に、児童家庭支援・児童虐待対策についての基本的な対策を策定するために、「子育て支援・児童虐待対策推進検討委員会」を設置し、検討を開始しました。

(3) 「川崎市子どもを虐待から守る条例」（平成24年10月）

平成24年10月、児童虐待の防止を目指す「川崎市子どもを虐待から守る条例」が、市議会で可決・制定されました。

そこで、この基本方針については、条例制定の趣旨を踏まえ、児童虐待対策を具体的に進めていくにあたっての基本的な方向性を示すものとして策定しました。

2 川崎市子育て支援・児童虐待対策推進検討委員会（平成24年8月～）

検討委員会は、次の構成としました。

委員会：担当副市長を委員長とした局長級による会議

幹事会：委員会関係局の各所管課長級による会議

専門部会：3つの検討テーマについて調査・検討する実務者等による会議

事務局：こども本部こども支援部

3 基本方針の取組期間

本基本方針の取組期間は、平成25年度から概ね5年間を対象とします。

また、次期実行計画等の策定を視野に入れ、具体的な取組を定める事業推進計画については、方針の初年度となる平成25年度は、当初予算と整合させ、平成26年度から平成29年度の4年間は、次期実行計画等の策定時に財源等の調整を行います。

なお、社会的な状況等を踏まえて、本基本方針についても必要に応じて見直しを行います。

第2章 児童虐待を取り巻く状況

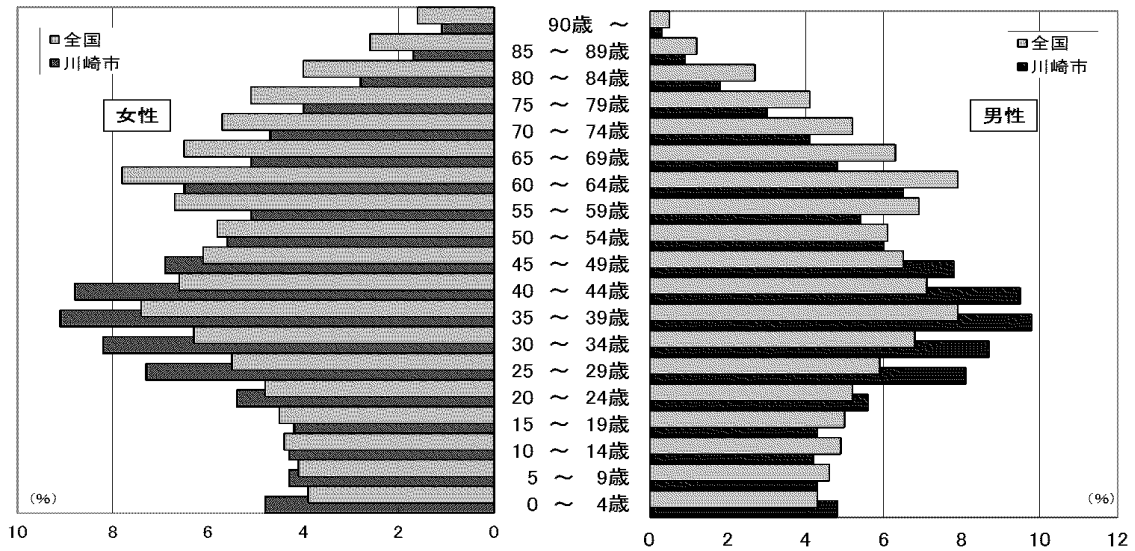
1 川崎市の子育てをめぐる状況

(1) 子育て世代が多いまち

ア 人口構成

本市の人口は増加傾向にあります。その構成をみると、男女ともに20歳から40歳が多く、若い子育て世代が多いまちであるという特徴があります。

図1 人口ピラミッド



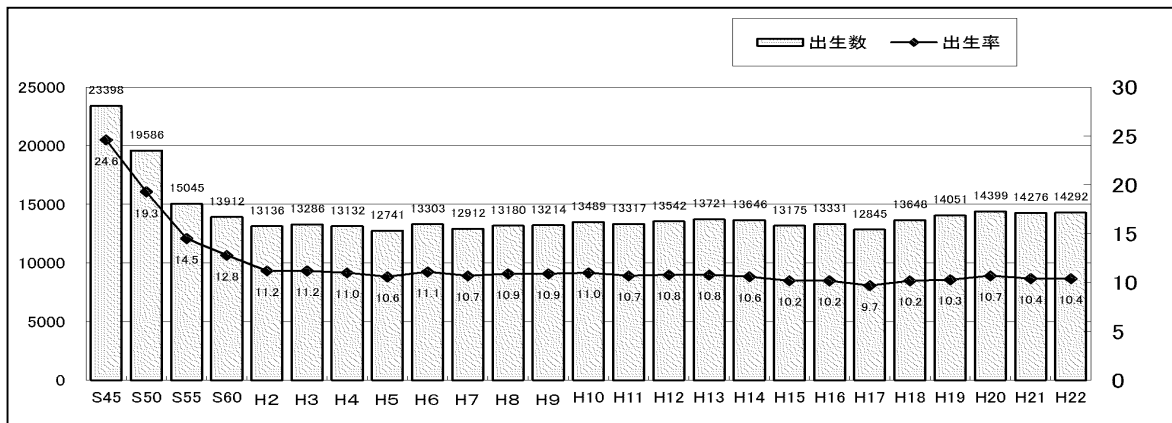
(平成22年国勢調査)

イ 出生数・出生率

出生数は昭和46年に23,752人でピークを迎え、それ以降は減少を続け、平成に入ってからほぼ横ばいとなり、平成19年以降は1万4千人台で推移し、平成22年では14,292人となっています。

また、出生率は、平成18年から増加に転じ、平成22年は10.4であり、全国的に見ても高い水準にあります。

図2 出生数・出生率の推移



(川崎市統計書)

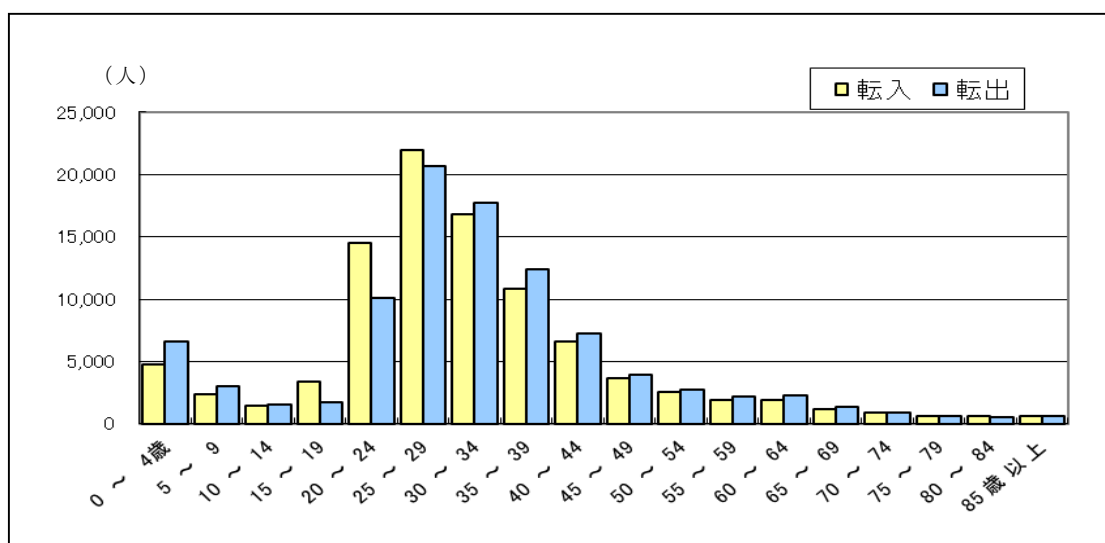
(2) 子育て家庭の状況

ア 子育て世代の転出入の状況

転出入の状況を年齢別に見ると、子育て世代ともいえる20代と30代の転出入が多い状況にあります。また、母子健康手帳交付時のアンケートから妊婦の市内居住年数をみると、約50%程度が居住年数3年未満となっています。

若い子育て世代の転出入が多く、妊娠の時点で市内居住年数が比較的短いことから、子育て家庭が知り合いの少ない環境で出産・育児をおこなっていると推測され、孤立しやすい状況にあると考えられます。

図3 年齢5歳階級別移動人口（平成21年10月～22年9月）



(人口動態調査)

イ 子育てに対する負担感や孤立感等の状況

区役所保健福祉センターで実施している乳幼児健康診査での問診票への過去4年間の回答状況では、「子育てが楽しい」「大変だが楽しい」とする人が大半ですが、中には、一定程度の割合で「疲れる」「イライラする」「かわいいと思えない」等の訴えが見られます。また、育児について相談をしたり、協力してくれる人について「誰もいない」とする保護者は、3健診の平均で0.4%となっています。

表1 乳幼児健康診査問診票回答の集計から見える子育ての状況（平成20～23年の各年10月分集計）

① 設問「お子さんとの生活はいかがですか」への回答割合

回答	(%)		
	3か月児健診	1歳6か月児健診	3歳児健診
楽しい	45.1	43.6	36.0
大変だが楽しい	79.0	81.4	78.1
疲れる	34.7	38.0	37.7
イライラする	10.4	17.3	26.3
気分が落ち込む	4.6	4.3	4.4
かわいいと思えない	0.0	0.3	0.5
その他	4.0	2.7	2.3
未記入・無効回答	0.5	0.3	0.8

②設問「育児について相談をしたり協力してくれる人はいますか」への回答割合

回 答	(%)		
	3か月児健診	1歳6か月児健診	3歳児健診
配偶者	92.5	91.1	87.0
親	83.3	81.5	75.3
友人	62.9	67.0	62.0
親類	22.5	22.9	15.5
その他	4.7	7.3	5.4
誰もいない	0.3	0.4	0.5
未記入・無効回答	0.3	0.4	0.7

ウ 育児への配慮が必要な子育て家庭の増加

(ア) 発達に課題のある相談支援ニーズの増加

行動やコミュニケーションの問題等発達上の課題をもつ子どもが増加傾向にあるといわれており、保健福祉センターで実施している発達に係る相談事業において、子どもの「社会性の問題」が利用の主な理由とする相談が増加しています。このような場合の子育てでは、保護者の負担感が増大することが多く、発達に係る相談支援ニーズへの適切な対応が求められています。

表2 保健福祉センター幼児相談事業利用者の相談内容

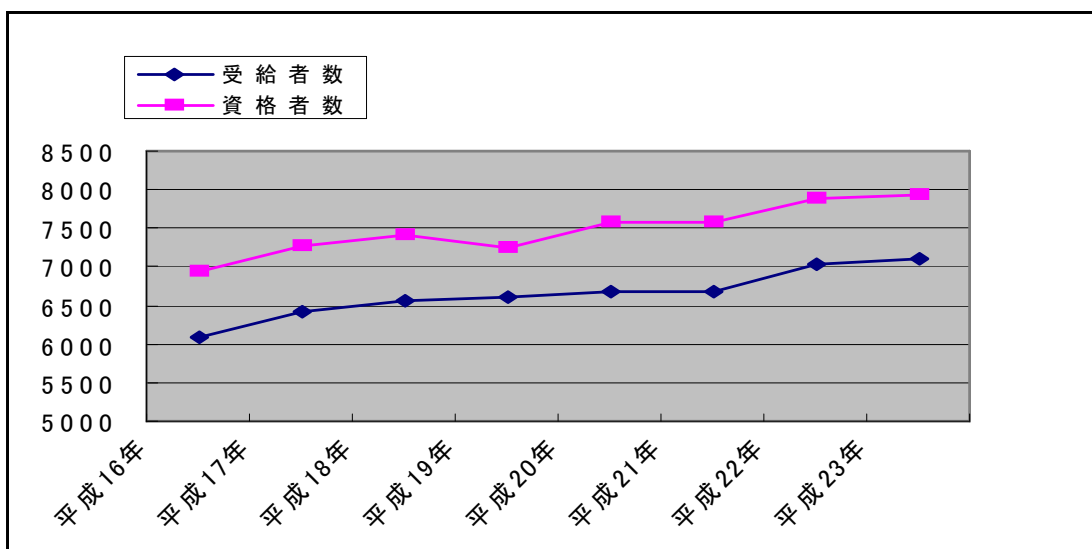
(全市集計：平成14年度と平成23年度の比較)

年度	平成14年度		平成23年度	
	相談者実数(人)	割合(%)	相談者実数(人)	割合(%)
主な相談内容				
精神発達上の問題	144	21.1	207	23.6
言語の問題	408	59.8	446	50.9
習慣上の問題	16	2.3	16	1.8
社会性の問題	81	11.9	176	20.2
視力・聴力の問題	4	0.6	2	0.2
その他	29	4.3	29	3.3
合計	682	100.0	876	100.0

(イ) ひとり親家庭の状況

平成22年の人口統計では、川崎市における母子世帯は5,123世帯、父子世帯は710世帯となっており、平成17年の母子世帯6,139世帯、父子世帯957世帯と比べ、減少している一方、児童扶養手当の受給者数は、平成14年3月末の5,457人から平成19年3月には6,562人、平成22年3月末では6,685人と、8年間で1,228人増加しており、ひとり親家庭の経済的基盤が脆弱化していることがうかがえます。

図4 児童扶養手当受給者等の推移



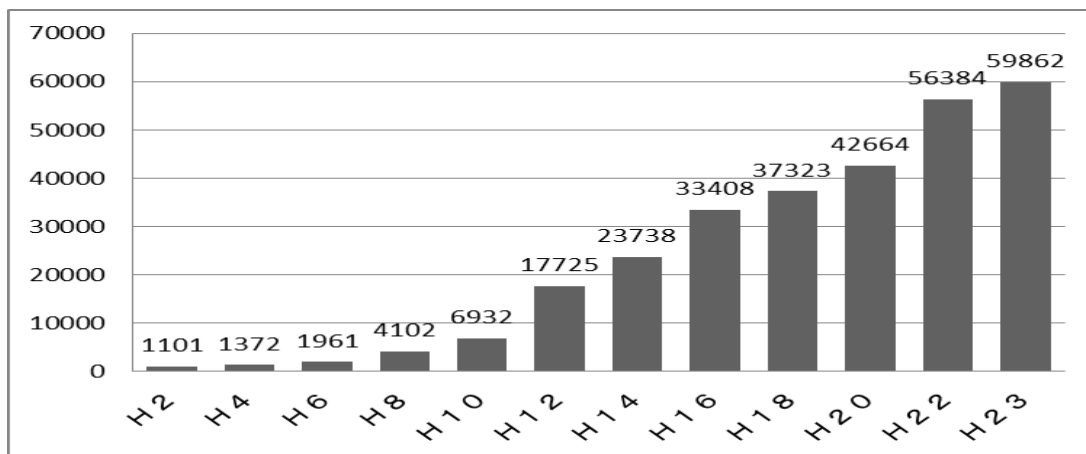
2 児童虐待を取り巻く状況

(1) 全国的な児童虐待の状況

ア 児童虐待相談対応の傾向

全国の児童相談所における児童虐待の相談対応件数は、平成23年度においては59,862件（速報値）で、集計を開始した平成2年度（1990年）から21年連続で増加し続けています。児童虐待防止法施行前の平成11年度（11,631件）に比べ5.1倍に増加しています。

図5 全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移



※平成22年度は、福島県を除いた数値

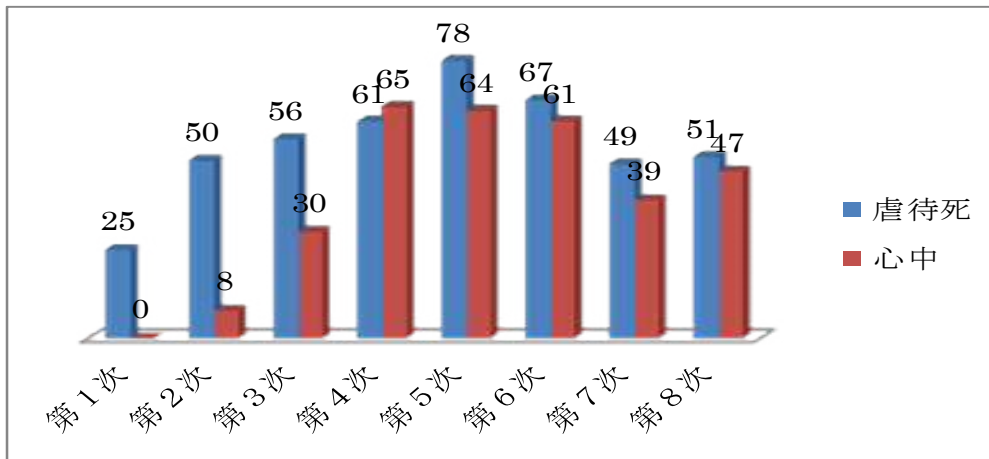
イ 児童虐待による死亡事例等の状況

児童虐待による死亡事例が毎年多く発生しています。国は、平成16年から社会保障審議会児童部会の下に「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」を設置し、これまで、第1次報告（平成15年7月～12月）以降、8次にわたっ

て検証報告が取りまとめられてきました。

図6のとおり、死亡件数は高い水準で推移しています。

図6 全国の児童虐待による死亡件数の推移



※図5・図6については、「子ども虐待による死亡事例等の検証結果(第8次報告の概要)及び児童虐待相談対応件数等」(平成24年7月26日雇用均等・児童家庭局総務課)からデータ引用

ウ 児童虐待の発生リスク～特異な家庭の問題ではない～

児童虐待の発生要因として、多様な要因が指摘されています。

親の側のリスク要因としては、望まない妊娠、医療につながっていない障害や慢性疾患、各種の依存症、育児に対する不安やストレスなどが指摘されています。また、**子ども側のリスク要因**としては、0歳の子ども、未熟児、障害児などです。さらに**養育環境のリスク要因**としては、未婚を含む単身家庭、内縁者や同居人がいる家族、夫婦関係をはじめ人間関係に問題を抱える家庭、親族や地域社会から孤立した家庭、生計者の失業や転職の繰り返し等で経済不安のある家庭などが指摘されています。

これらの要因は、地域で子育てしているほぼ全ての家庭で起こり得るものであり、児童虐待は特異な家庭の特別の問題として捉えるのではなく、**全ての子育て家庭を対象とした取組みが求められています。**

なお、これらの要因は変化するものであり、児童虐待にいたる家庭や虐待が疑われるグレーゾーンの家庭、育児不安家庭等の段階は連続的かつ流動的であることを十分に理解することが必要です。

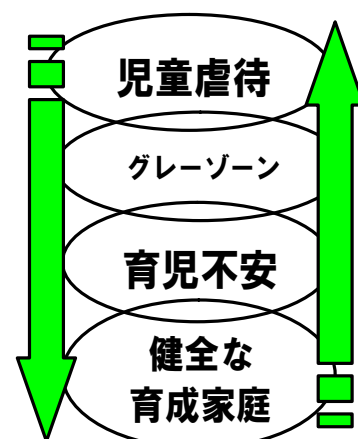


図7 子育て家庭の状況移行イメージ

エ 児童虐待防止法の施行

1990年代以降、家庭や地域の養育力の弱体化などを背景とした悲惨な事件の発生や、民間団体の児童虐待防止活動が活発化するなど、子どもへの虐待が社会問題化し、子どもを虐待から守る法律が必要との声が高まりました。

これを受けて平成12年5月に議員立法により「児童虐待の防止に関する法律」が成立し、同年11月に施行されました。

この法律の特徴として、児童虐待として、「身体的虐待」、「性的虐待」、「ネグレクト」、「心理的虐待」の4種類が定義され、児童虐待の通告義務が明記されました。

オ 児童福祉法の改正

児童虐待防止法の施行後も増加する児童虐待への全国的な対策強化を目的として、児童福祉法の改正が行われました。

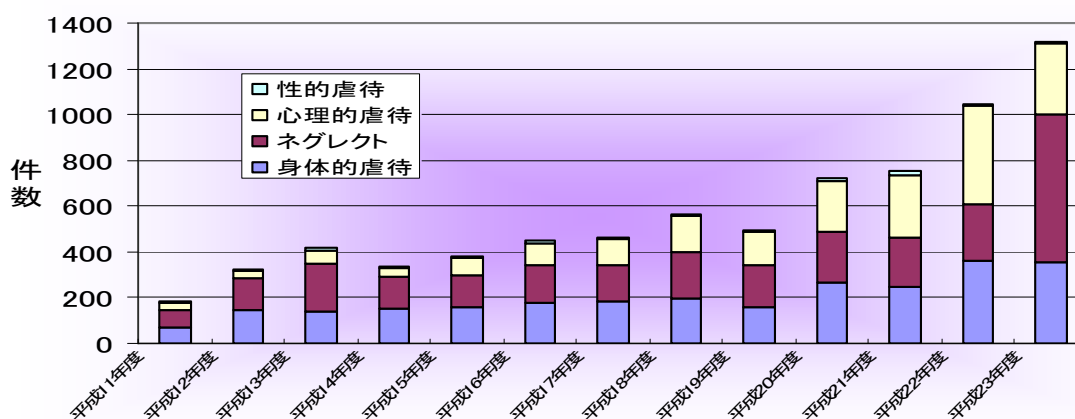
主な改正点としては、(ア) 児童虐待の定義の見直し（同居人による虐待放置等も対象、児童虐待と思われる場合も対象化）、(イ) 市町村の役割の明確化（相談対応の明確化と虐待通告先に追加）、(ウ) 要保護児童地域対策協議会の法定化（以上、平成16年）、(エ) 乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業等子育て支援事業の法定化及び努力義務による子育て支援の強化、(オ) 要保護児童地域対策協議会の機能強化（以上、平成20年）などがありました。

(2) 本市の児童虐待の状況

ア 児童相談所における相談・通告受案件数の増加

本市においては、相談・通告件数が平成11年度の170件から増加し続けており、平成23年度においては1,320件でした。

図8 川崎市児童相談所における相談通告受案件数の推移



イ 本市における被害児童の死亡事例

平成20年の改正児童虐待防止法の施行以降、児童虐待により被害児童が死亡に至った事例が3件発生しています。（1件は他都市に転出後、まもなく死亡）

(ア) 事例 1

平成20年11月、3才9か月の児童が、実母（21歳）と交際中の男（24歳）による身体的虐待により死亡した。実母は17歳で本児を出産した。保健福祉センター、児童相談所、保育所が関わっていました。

(イ) 事例 2

平成22年5月、生後9日目の乳児が、実母（33歳）による身体的虐待により商業施設内トイレで死亡。出生病院と区役所保健福祉センターが関わっていました。

(ウ) 事例 3

平成23年4月、2才2か月の児童が、実母（28歳）による身体的虐待により死亡。乳児院を退所し、家族で隣接市に転居後まもなく発生。区役所保健福祉センター、児童相談所、総合病院、市外助産院、市外乳児院が関わっていました。

ウ 川崎市児童福祉審議会による検証

平成19年6月の改正児童虐待防止法を受けて、平成20年3月に国から「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」が通知され、地方公共団体による死亡事例等の検証が義務付けられました。

本市では平成20年12月以降、児童福祉審議会に検証を担当するための第4部会を設置し、3件の死亡事例についてそれぞれ検証を行ってきました。

※第4章の5に詳細記載

(3) 「川崎市子どもを虐待から守る条例」の制定

本市では、児童虐待の防止を目指す「川崎市子どもを虐待から守る条例」が、平成24年10月3日、市議会で可決・制定されました。

(条例の施行日は、平成25年4月1日)

ア 条例制定の背景

この条例は、市議会議員により児童虐待の防止のための条例制定を目的にプロジェクトチームが作られ、先駆的な都市の視察や研究を経て条例案が作成されました。

条例制定は、近年の本市及び国全体の児童虐待相談通告件数の著しい増加傾向に加え、本市における3件の児童虐待による死亡事例の発生等の状況を背景としています。

イ 条例の目的

この条例の目的は、第2条において「この条例は、子どもを虐待から守ることに関し、基本理念を定め、市、市民、保護者及び関係機関等の責務を明らかにするほか、必要な事項を定めることにより、子どもの安全と健やかな成長が守られる社会の形成に寄与することを目的とする」とされています。

ウ 条例の概要

条例は、第1条の目的、第21条の市長の報告規定など、全22条の構成となっており、子どもを虐待から守るために必要な地域づくりの視点から、市民、行政機関、関係機関の責務等を規定した内容となっています。

この条例は、児童虐待防止法等の既存の法律を補完する位置づけを持つものであり、本市において児童虐待対策を推進する上で大きな支柱となるものです。

川崎市子どもを虐待から守る条例

第1章 総則

- 第1条 目的
- 第2条 定義
- 第3条 基本理念
- 第4条 市の責務
- 第5条 市民の責務
- 第6条 保護者の責務
- 第7条 関係機関等の責務

第2章 区役所の機能の強化

- 第8条 区役所の体制の強化
- 第9条 情報の共有

第3章 未然防止

- 第10条 子育てに関する支援のための施策
- 第11条 子育てに関する情報の提供又は相談
- 第12条 乳児家庭全戸訪問事業等の活用等
- 第13条 児童虐待防止推進月間

第4章 早期発見及び早期対応

- 第14条 早期発見のための環境整備
- 第15条 通告に係る対応

第5章 虐待を受けた子ども等に対する支援

- 第16条 専門的な治療、心理療法等の支援
- 第17条 保護者に対する再発防止のための指導
- 第18条 子どもに対する教育支援
- 第19条 里親等への支援の充実
- 第20条 転出する場合の措置

第6章 雑則

- 第21条 市長の報告
- 第22条 委任

附 則

- (施行期日)
- (見直し)

第3章 児童相談・児童家庭支援に係る制度等

1 児童相談所

(1) 児童相談所の役割

【児童及び家庭の相談・支援に特化した行政機関】

- 子ども・家庭に関わる専門機関として、児童虐待への法的対応（強制力）を含む相談・支援を実施します。
- 多様化・複雑化する支援ニーズに対し、様々な専門職の知識・技術・経験を有効に活用するとともに、これらの連携を図りながら、多角的かつ総合的な支援を提供します。

児童相談所は、児童福祉法第12条に規定された児童及び家庭に関わる相談機関であり、都道府県・政令指定都市及び児童相談所設置市に設置され、県内では、神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市が設置しています。

児童相談所の役割は、平成16年の児童福祉法改正により、「あらゆる児童家庭相談に児童相談所が対応する」から「専門的な知識及び技術を必要とするケースへの対応や市町村の後方支援に重点化」に移行されました。これは、児童虐待の急増等により、緊急かつ高度な専門的対応が求められるようになったためです。

ア 児童相談所が対応する相談内容

急増する児童虐待への対応に加えて、その他の相談・支援内容として、非行・触法行為、不登校・引きこもり等の相談支援、児童の発達等の相談支援（育成相談）、児童の障害等に関わる相談支援などを行います。

イ 児童相談所の専門性

児童相談所は、児童及び家庭に関わる諸問題について各専門職の診断（見立て）を総合的に評価（判定）して、援助方針を決めていきます。

児童相談所の専門性は、各専門職による質の高いアセスメント（診断・評価）力と、チームアプローチ、合議制での組織決定により確保されます。

児童福祉司	社会診断	児童及び家庭の置かれている環境・問題を、社会学・社会福祉学的知見に基づき把握・分析する。 ※判定の基礎となる診断
児童心理司	心理診断	児童が発達や心理にどのような影響を受けているか、心理学的見地から現状評価と予後の予測を行う。
児童指導員 保育士	行動診断	一時保護所での児童の生活態度・行動・対人関係等の状況を客観的・具体的に観察する。
医師 保健師等	医学診断	医学的所見に基づき、児童の心身の状態を詳細に捉え診断する。

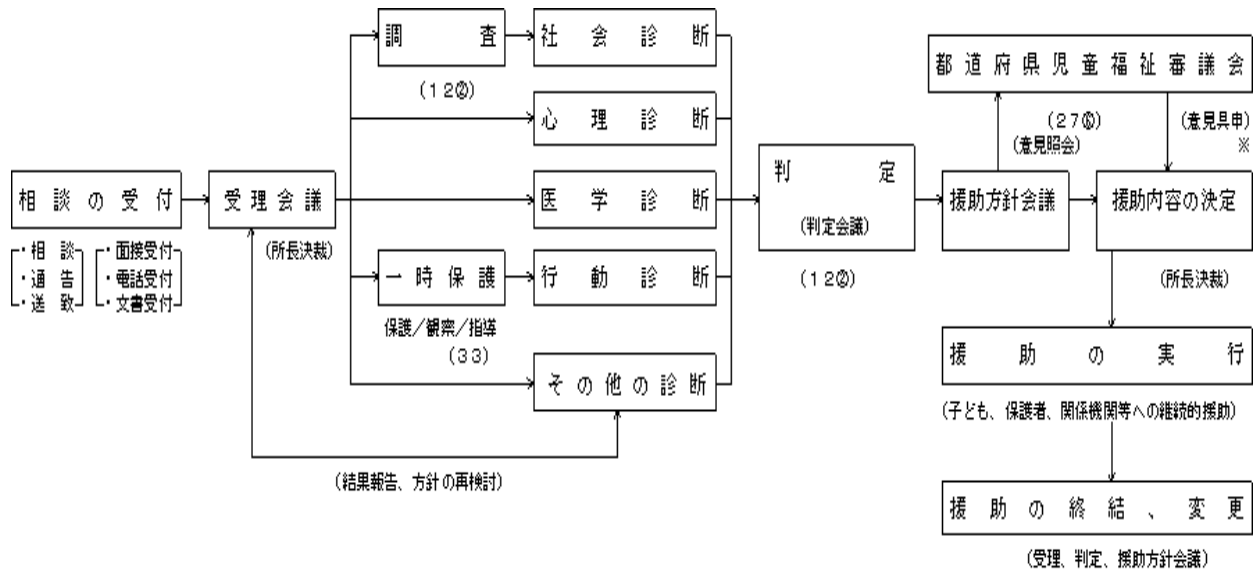
(2) 児童相談所の業務

ア 児童相談所における業務の流れ

- (ア) 相談・通告の受理：緊急受理会議を開催、迅速な初期調査に向けて対応
- (イ) 初期対応：被虐待として受理したケースは48時間以内に児童の安全確認、児童及び家庭の調査
- (ウ) 一時保護：児童の安全が家庭内で確保されない場合、一時的に保護
- (エ) 児童相談所の各種専門職による診断：上記専門職による評価・診断
- (オ) 総合評価（判定）：各専門職の診断を持ち寄り総合的に評価（判定）
- (カ) 援助方針の決定：援助方針会議において組織としての援助方針を決定
- (キ) 支援（援助）の実施：援助方針の決定を受けて、支援（援助）を実施

図8 児童相談所における相談援助活動の体系・展開

(雇児発 0331 第6号「児童相談所運営指針について」)



※

援 助	
1 在宅指導等 (1) 措置によらない指導 (120) ア 助言指導 イ 継続指導 ウ 他機関あっせん	2 児童福祉施設入所措置 (270Ⅲ) 指定医療機関委託 (270)
(2) 措置による指導 ア 児童福祉司指導 (260Ⅱ、270Ⅱ) イ 児童委員指導 (260Ⅱ、270Ⅱ) ウ 児童家庭支援センター指導 (260Ⅱ、270Ⅱ)	3 里親 (270Ⅲ) 4 児童自立生活援助措置 (270)
エ 知的障害者福祉司、社会福祉主事指導 (270Ⅱ) (3) 訓戒、誓約措置 (270Ⅰ)	5 福祉事務所送致、通知 (260Ⅲ、6304、6305) 都道府県知事、市町村長報告、通知 (260Ⅳ、Ⅴ) 6 家庭裁判所送致 (270Ⅳ、2703) 7 家庭裁判所への家事審判の申立て ア 施設入所の承認 (2800) イ 親権喪失宣告の請求 (3306) ウ 後見人選任の請求 (3307) エ 後見人解任の請求 (3308)

(数字は児童福祉法の該当条項等)

イ 児童相談所による支援（援助）

(ア) 在宅指導

ソーシャルワーク的観点・心理学的観点・地域保健上の観点から、児童相談

所が関係機関と協力して支援を行います。

(イ) 親子分離（乳児院・児童養護施設・里親等への措置）

施設等において児童の心理支援・自立支援等を行うとともに、施設等と児童相談所が連携して、家族再統合または児童の自立に向けた支援を行います。

(ウ) 関係機関への送致や支援の依頼等

関係機関による見守り・支援が可能な場合に、児童家庭支援センター、児童委員や市町村の福祉事務所等に送致や支援の依頼等を行います。

2 福祉事務所

(1) 福祉事務所の役割

【福祉に関わる市民・地域に身近な行政機関】

様々な福祉業務を通じて児童や家庭の情報を、直接対面して得る機会が多く、虐待が疑われる事例を把握し、早期の対応が可能です。

福祉事務所は、その管轄する地域の住民の福祉を図る行政機関であり、福祉六法（生活保護法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法）に基づく業務を行います。

児童福祉法において、福祉事務所は要保護児童の通告機関とされ、通告・送致を受けた子ども等について当該福祉事務所の知的障害者福祉司又は社会福祉主事に指導させる等の業務を行うこととされています。

また、業務を通して、助産・保育・生活保護・母子家庭・障害者・高齢者等の家庭や虐待に関する様々な情報が集積する機関でもあります。

3 保健所

(1) 保健所の役割

【保健に関わる市民・地域に身近な行政機関】

母子保健事業を通じて妊産婦や乳幼児と直接対面して情報を得る機会が多く、虐待が疑われる事例を把握し、早期の対応が可能。

保健所は、地域保健法の規定により母子保健法等の地域保健対策を総合的に推進するための企画、調整、指導等を行う機関として、都道府県、政令指定都市及び特別区が設置することとなっています。

母性及び乳幼児の保健に関する業務としては、母子保健法に基づく妊娠届の受理、母子健康手帳の交付、新生児訪問等子育て家庭への訪問、乳幼児健康診査など、妊婦全数・乳幼児全数を対象とした事業や対象者のニーズに合わせた相談事業を、集団的または個別的に実施し必要な助言・指導を行います。

また、母子保健法では、地域住民の活動を支え母子保健に関する知識の普及啓発に努めることと規定しており、育児力向上に向けた普及啓発や子育てを見守る地域

づくり等の取組みが求められており、学齢期の児童生徒から地域住民まで広く対象としています。

(2) 児童虐待対策に関わる母子保健の位置付け

「地域保健における児童虐待防止対策の取組の推進について」等の厚生労働省通知により、関係機関との適切な連携のもとに、養育力の不足している家庭に対して、早期に必要な支援を行い、児童虐待防止対策の取り組みを推進することとされています。

また、「健やか親子21」（母子保健の国民運動計画）においても、児童虐待対策を母子保健の主要事業の一つとして明確に位置づけ、積極的な活動を展開するように提言されています。

4 その他の関係機関等

(1) 児童委員・主任児童委員

児童委員は、児童福祉法に基づき市町村の区域に置かれている民間奉仕者で、主任児童委員は、児童委員の中から厚生労働大臣の指名を受けて、子どもに関することを専門的に担当し、子どもや妊産婦について、生活状況等の把握とともに、保健その他の福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導等の役割を果たすこととされています。

複雑化、深刻化する児童虐待問題への対応を充実させるためには、主として児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員を中心に、児童相談所や福祉事務所との連携の充実が求められています。

(2) 保育所・幼稚園・学校

保育所・幼稚園・学校は、登園・登校に伴う日中の活動の中で子どもの様子等を見守っており、児童虐待を早期に発見する機会を多く有しています。日頃から連携を密にし、要保護児童（虐待を受けたと思われる児童を含む。）の通告が確実になされるよう、体制を整えておくことが必要となります。また、要保護児童対策地域協議会を構成するメンバーである保育所・幼稚園・学校が児童虐待に関する知識・技術を高め、虐待の予防、発見、対応において重要な役割を発揮することが期待されています。

(3) 医療機関・警察・その他

ア 医療機関が児童虐待の問題を発見した場合には、速やかに児童相談所や福祉事務所に通告される体制を整えておくとともに、子どもの身体的・精神的外傷に対する治療や、精神医学的治療を必要とする保護者の治療が適切に行なわれるよう体制整備に努める必要があります。また、要保護児童対策地域協議会による援助を適切かつ円滑に行うために、地域の医師会や医療機関との連携が重要です。

イ 警察は、児童虐待について児童相談所への通告・支援活動、虐待者の検挙等

の活動を行っています。警察と児童虐待問題で有効な連携を行うためには、日常的な協力関係において情報交換と意思疎通を図っておくことが重要です。

(4) 児童家庭支援センター・地域子育て支援センター・その他

ア 児童家庭支援センターは、地域の児童、家庭の福祉の向上を図ることを目的とし、専門的な知識及び技術を必要とする児童や家庭に関する相談に応じ、必要な助言・支援・指導を行っています。また、児童や家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うため、児童相談所、児童福祉施設等関係機関との連絡調整等を行っています。

イ 地域子育て支援センターは、在宅で乳幼児を育てる家庭にとって、地域で子育て親子同士が交流できる身近な場であり、関係機関との連携を図りながら、虐待の予防、早期発見につながる場でもあります。支援センター担当者との交流や相談事業等を通じて、乳幼児を持つ保護者の育児不安等への対応を行っています。

ウ その他、児童養護施設や里親、女性相談所等、児童虐待に関わる全ての関係機関と連携の強化を図ることが求められています。

5 地域住民等による活動

(1) 子育てグループ

こども文化センター等の地域の身近な施設を利用し、子育て中の保護者が親子で定例的に集まり、自主的な活動を行っています。子育て家庭が支援を受けるだけでなく、仲間作りをしながら助け合い、子育てに関する情報交換の場となっています。

(2) NPO法人等子育て支援活動団体

NPO法人等の多様な子育て支援団体により、身近な場所で乳幼児と保護者が気軽に集うことのできる子育てサロン、相談窓口の開設、情報発信、その他様々な形で子育て支援活動が行われています。子育て家庭にとってより身近な場として親しみやすく、保護者の安心やリフレッシュにつながるものです。

第4章 本市の現状と課題

1 児童相談所の現状と課題

(1) 児童虐待対応の状況

児童虐待の相談・通告件数が増加しており、特に平成22年度と23年度においては、前年度に比べ30%前後急増する状況となっています。このような中で、児童や保護者等への支援を行う児童福祉司や児童心理司等の専門職員が担当するケース数も増加しています。

また、それぞれのケースの抱える課題が複雑・多様化しています。保護者の育児ストレスによる情緒不安や精神疾患等の家庭の養育環境を要因としたケースの増加とともに、子どもの発達障害を理由とした養育困難・虐待が増加しています。

こうしたことから、連絡・調整・指導・助言等を行う関係機関との連携がこれまで以上に重要となっており、高い専門性に基づいた業務が求められています。

【課題】

ア 虐待の相談・通告に関する初期対応については、その後の相談・支援の流れの方向性を左右するもので児童相談業務の中でも高い専門性が必要とされます。初期対応の中心となる児童福祉司を組織としてフォローする体制の強化が必要です。

イ 母子保健領域との連携強化を図ることや医療機関からの通告事例等に適切に対応するために、保健医療領域の専門性の強化が求められます。

ウ 対象ケース数の増大に応じて、必要な情報の収集、情報の共有、ケースワークの進行管理、組織的意思決定等を効率的・効果的に行うための手法の導入が必要です。

(2) 児童相談所の組織と職員

ア 組織体制の再編

従前の市内2か所の児童相談所体制の見直しを行い、平成23年度に新たにこども家庭センターと北部児童相談所を開設し、市内3か所の児童相談所体制に再編しました。

児童相談所名	所在地	管轄区域
こども家庭センター	幸区鹿島田	川崎区 幸区 中原区
中部児童相談所	高津区末長	高津区 宮前区
北部児童相談所	多摩区生田	多摩区 麻生区

イ 中央児童相談所としての機能

こども家庭センターは、児童福祉法施行規則第4条、第5条に基づき、本市の事務分掌規則で中央児童相談所に指定されています。

その具体的な機能・役割は、市内の各児童相談所の実情の把握と必要な調整、

技術的援助、情報提供、措置の調整等の必要な援助とされています。

ウ 児童相談所の職員

児童の相談支援を行う職員として、児童福祉司、児童心理司、児童指導員、医師等を配置しています。児童福祉司(社会診断)と児童心理司(心理診断)は各児童相談所に配置し、児童指導員(行動診断)は一時保護所に配置しています。また、医師等(医学診断)は、高度専門的支援機能としてこども家庭センターに配置しています。

これらの各専門職の診断(見立て)を持ち寄り、総合的に評価(判定)することで、児童相談所の専門性を確保しています。

【課題】

ア 3 児童相談所体制を効果的に運用し、適切な児童虐待対策を推進するためには中央児童相談所としての機能・役割を明確化するとともに、統括・調整機能の強化が必要となります。

イ 社会福祉職の採用・人事配置等も含めた、全庁的かつ長期的なスパンでの人材確保・人材育成の検討・調整が必要となります。

ウ 児童相談所の職員(特に児童福祉司)は、幅広い知識や技術を基に、高いコミュニケーション能力を駆使して対人援助を行うとともに、高い調整能力を駆使して関係機関とのコーディネートを行うことが求められています。

2 区役所の現状と課題

本市では、福祉事務所・保健所を区役所の組織としています。福祉事務所の業務のうち児童家庭支援・児童虐待に関わるもの及び保健所の業務のうち母子保健に関わるものは保健福祉センターの児童家庭支援担当が担当しています。

また、区役所には、区における地域の総合的なこども支援拠点としてこども支援室があります。

(1) こども支援室

地域の実情に合わせた総合的な子どもの支援を実施しています。

●地域こども支援：区における子どもの総合的な相談窓口となるとともに、子育てに関する情報発信、子ども関連団体等の連携強化等、地域の子育て環境のマネジメントを行っています。

●保育所等支援：地域の保育所の指導・支援・運営管理を行っています。

こども文化センター、地域子育て支援センターの支援・運営管理

●学校・地域連携：区の子育て支援施策等に関して教育の専門的立場で連携しています。

【課題】

ア 0歳から18歳までの児童及びその家族に対して、保健福祉センターと

の役割分担を整理する必要があります。

イ 各区における独自事業については、それぞれの地域特性や社会資源の状況などを踏まえたさらなる取組みが必要です。

(2) 区役所保健福祉センター（児童家庭支援担当）

法定制度に基づく福祉事務所業務及び保健所業務を行っています。

保健福祉センターでは、母子保健事業や児童扶養手当・保育所関係などの業務を通じて得られる情報から、要支援家庭を把握することができ、多様な子ども・家庭支援が可能です。

●福祉事務所業務

認可保育所入所、児童扶養手当、母子寡婦福祉資金貸付、母子生活支援施設、入院助産、母子自立支援、女性相談 等

●保健所業務

母子健康手帳交付、妊産婦相談、両親学級、赤ちゃん家庭訪問事業、妊婦及び乳幼児健康診査、育児相談等各相談、子育てグループ支援・子育てボランティア活動支援、小児慢性特定疾患、特定不妊治療等医療費給付 等

【課題】

ア ひとり親家庭への支援である児童扶養手当や保育所入所、養育医療費等の申請受付窓口での相談から、継続した相談支援の必要な子育て家庭を把握する機能の強化が求められています。

イ 核家族化等により乳幼児に接した経験なく親になる人が増加しており、育児不安を軽減するため、育児力向上に向けた普及啓発の取組を強化することが必要です。

ウ 子育てを見守る地域づくりに向けた取組の強化が必要です。

エ 虐待死亡事例の約6割が0歳児であり、加害者となった母親が若年妊婦、望まない妊娠、妊婦健康診査未受診であった事例が多い状況です。妊婦健康診査の受診勧奨、受診状況の把握に努め、妊娠期や出産後早期の段階での適切なケアを行うことが必要です。また、望まない妊娠を防ぐため、思春期から将来を見据えた保健教育を実施することが求められています。

オ 医療機関や地域の子育て支援関係機関との連携を強化し、効果的に要支援家庭を把握し支援につなげる機能を強化することが必要です。

カ 全ての子育て家庭を対象とした母子保健事業や、その他の接点から得られる情報から的確にハイリスク層を把握するため、効果的かつ効率的な支援・事務執行が行えるシステム導入が必要です。

キ 0歳から18歳までの児童及びその家族への支援について、こども支援室との役割分担を整理する必要があります。

ク 支援ニーズの多様化や複雑化に対応できる専門性の強化が必要です。

ケ 児童相談所との情報共有や連携についての強化が必要です。

3 こども本部の機能（制度所管課）

こども本部において、次世代育成支援対策を推進し、子育て支援施策、保育施策、児童福祉施策、母子保健施策を所管しています。

【課題】

ア 児童虐待対策及び虐待の発生予防に向けて、子育て支援、児童福祉、母子保健の制度間連携が不可欠です。本庁のそれぞれの制度所管課が、法改正・社会情勢を踏まえ、施策・事業の推進に向けた制度設計を行ったうえで、制度間の連携の充実を図る必要があります。

イ 児童相談所と区役所による連携の仕組みを強化し、一貫性・継続性のある支援に向けた体制整備と人材育成が求められています。

4 要保護児童対策地域協議会

市代表者会議・区実務者会議(区代表者部会・ケース進行管理部会)・個別支援会議で構成しています。

ア 市代表者会議：区実務者会議が円滑に機能するための環境整備を行います。

・要保護・要支援児童等の支援システムの全体像の検討、活動報告の評価等

イ 区代表者部会：地域の関係機関が要保護児童等の支援を円滑にするための情報共有や連携等を実施します。

・各機関の連絡・連携・情報交換、研修（事例検討を含む）・啓発活動等

ウ ケース進行管理部会：支援を行っている事例の進行管理（状況確認作業）を進行管理台帳に基づいて行います。

・状況確認及び重症度確認、主担当機関・役割分担・援助方針等の確認等

エ 個別支援会議：個別ケース毎に関係者及び関係機関の担当者が集まってケースカンファレンスを行います。

・状況把握や問題点の確認（危険度・緊急度）、情報や課題の共有、主担当、重症度（養育リスク含む）、役割分担の決定

※要保護児童対策地域協議会は市全体の会議と区主体の会議の二層構造となっているため、区実務者会議を区代表者部会とケース進行管理部会の二つに分けて実施しています。

【課題】

ア より実効性のある会議とするために、本市における要保護児童対策地域協議会の機能や役割分担等を明確にすることが必要です。

イ 地域に身近な区役所保健福祉センターにおける協議会運営の強化が必要とされています。

5 川崎市児童福祉審議会による提言

本市では、児童虐待による重大な事例について検証を行うため、児童福祉審議会の部会として第4部会を設置し、3件の事例について検証を行いました。

児童福祉審議会第4部会は、関係機関等へのヒアリング調査や文書照会等を行い、事実の把握、発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策等を検討し、提言を含む検証報告書を作成してきました。

(1) 検証報告書の概要

3件の検証報告書の概要は、次のとおりです。

<事例1> 平成20年11月

事例概要	平成20年11月、3才9か月の児童が、実母(21歳)と交際中の男(24歳)による身体的虐待により死亡。実母は17歳で本児を出産。保健福祉センター、児童相談所、保育所が関わっていた。	
検証で指摘された課題等	1 虐待の捉え方と安全確認	家庭訪問等の状況に応じた安全確認未実施
	2 アセスメント	状況に応じたアセスメント、再アセスメント未実施
	3 関係機関の連携	情報の共有不備、役割分担と進行管理責任が不明確
提言内容	1 安全の確認と確保	児童相談所と保健福祉センターとの連携による安全確認を行う組織の明確化
	2 虐待に対する専門的判断と援助	専門的に初期対応を図る体制の整備
	3 実効性のある支援体制の強化	情報共有、中核機関と支援機関の役割分担の明確化、ガイドライン設定の必要性
	4 職員体制・機能の強化	区役所・児童相談所の体制整備

<事例2> 平成22年5月

事例概要	平成22年5月、生後9日目の乳児が、実母(33歳)による身体的虐待により商業施設内トイレで死亡。出生病院と保健福祉センターが関わっていた。	
検証で指摘された課題等	1 事例の把握	支援の必要性を把握できず
	2 事例の見立てと支援方針	状況に応じた再アセスメントの実施と機関連携に係る組織的な検討の不足
	3 支援を希望しないケースへの対応	組織的対応、機関連携の不足
提言内容	1 母子保健・子育て支援事業における児童虐待発生予防の強化	安心して子育てのできる社会的な環境の整備
	2 児童虐待に関する情報収集と総合判断	こども家庭センターのコントロール機能の強化、専門的相談支援機能の強化
	3 特定妊婦の早期発見と早期対応	妊娠期から切れ目のない相談支援の充実
	4 医療機関との連携	医療機関との行政との役割・連携の協議、情報共有等による児童虐待の予防
	5 出産前の支援を希望しない場合の対応	組織的対応と要保護児童対策地域協議会個別支援会議の活用

<事例3> 平成23年4月

事例概要	平成23年4月、2才2か月の児童が、実母(28歳)による身体的虐待により死亡。乳児院を退所し、家族で隣接市に転居後まもなく発生。保健福祉センター、児童相談所、総合病院、市外助産院、市外乳児院が関わっていた。	
検証で指摘された課題等	1 保健福祉センター	組織方針を決定する場が不明確、複数人で支援できる体制が必要、地域支援の核として支援が必要、虐待対応の組織整備と専門性向上
	2 児童相談所	(組織的対応・アセスメント) 情報共有と(再)アセスメントの徹底、進行管理、組織的判断が不明確。状況に応じた援助方針の見直し (組織体制) 通告受理時の緊急対応体制、適正な人員配置の見直し (ケース記録)記載ルールの一貫化とIT導入等
	3 関係機関との連携	児童相談所と保健福祉センターの情報共有、役割分担の明確化等
提言内容	1 児童虐待に係る全市的なコンセプトの策定	
	2 児童虐待対応に係る組織体制強化	区役所・児童相談所の体制強化、組織的な判断・アセスメント・対応の徹底、人材育成の強化
	3 保護者が精神的に不安定な場合の対応	精神保健分野の強化、児童心理司の専門性の向上
	4 関係機関の連携強化	要護児童対策地域協議会の活用強化、医療機関等との関係性の強化、ケース移管時の全国児童相談所会議の申し合せ事項の順守

【用語の解説】

※「特定妊婦」:

出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦を「特定妊婦」という。(児童福祉法 第六条の三条第5項)

※「アセスメント」:

ソーシャルワークやケアマネジメントの支援過程の一つで、利用者と協同で、情報収集を行い、問題状況を把握し、分析・整理したうえで、プランニングや介入への方向づけを行っていく過程である。アセスメントでは、利用者の身体・心理・社会的な状況、人と環境の相互作用から生じる問題状況、利用者を取り囲む環境や社会資源の状況等の多面的理解と、問題解決の際に力となる利用者自身の強さや潜在能力、問題解決に向けての動機づけ等の把握を行うとされている。

(神奈川県立保健福祉大学 ヒューマンサービス用語集 2010年版より)

(2) 検証報告書の提言内容

ここでは、平成24年5月に児童福祉審議会から提出された検証報告書に示された提言内容から、課題を探ります。

ア 児童虐待に係る全市的なコンセプトの策定

児童虐待予防・対応について全市的な方針・コンセプトを示し、子どもに関わる全ての行政機関、職員がそのコンセプトを共有し、それに基づいて行動することが必要である。

イ 児童虐待対応に係る組織体制強化

(ア)「子どもの安全最優先」の基本姿勢の徹底

子どもの安全最優先という基本姿勢をあらためて徹底し、確実な安全確認を実施する必要がある。

(イ) 組織的対応の徹底・組織体制整備

a 児童相談所

(a)「ソーシャルワーク」の実践

ソーシャルワークを機能させるために児童福祉司、児童心理司、管理職を含めた職員個々の専門性向上を早急に図るとともに、新任職員を組織としてフォローできる人員配置、OJT等の体制整備が求められる。

(b) アセスメントの強化：総合的なアセスメント・再アセスメントの徹底

的確な支援方針決定には、十分な情報収集に基づく正確なリスク評価が必要であり、通告受理時点から情報収集と総合的なアセスメント（現状の重症度緊急度、虐待の背景、要因、家族状況、地域支援態勢等）を実施し、組織方針を明確にする必要がある。

(c) 組織的な判断・対応の徹底

援助方針会議や所内会議の位置付けと決定に至るプロセスを明確にする必要がある。また、個々の職員が1つ1つの判断の重みと「組織による」対応であることを再認識し、責任を持って役割を果たしていくことが重要である。

(d) ケース記録の改善

所内での情報共有、ケースの進行管理や確実な引継ぎを徹底するためには、時系列で振り返りやすいケース記録が必要である。記録管理の効率的実施、事務作業の効率化を図っていくことが必要であり、IT導入を進めるべきである。

(e) 専門分野対応の専任化

初期対応・緊急対応、家族再統合、司法的対応等、高い専門性を要する分野については専任で実施できる人員配置、体制整備が必要である。

(f) スーパーバイズ機能の強化

専門性、客観性の確保に加え、OJTの充実を図るためにもスーパーバイザーの専任化等の機能強化を進める必要がある。

b 保健福祉センター

(a) 虐待対応体制の整備

専任の虐待対応職員の配置やスーパーバイズを受けられる体制等、適切な虐待対応、虐待予防を可能にする組織体制整備が急務である。同時に個々の職員のアセスメント力等、虐待についての専門性向上を図る必要があり、研修体制も課題である。

(b) 組織的な判断・対応の徹底

虐待対応を個々の職員が主観的に判断、対応することの危険性は本事例からも明らかであり、保健福祉センター内で情報共有、協議、方針決定をする会議等の位置付けを明確にしておく必要がある。

ウ 保護者が精神的に不安定な場合の対応

本事例のように保護者が精神的に不安定な事例では、定期的に精神科医師等の客観的な意見を求め、また精神保健担当部署を含む複数機関による情報共有を行った上で、子どもと保護者の援助方針を決定する必要がある。

エ 関係機関の連携強化

(ア) 要保護児童対策地域協議会の活用強化

代表者会議、実務者会議、個別支援会議それぞれの位置付けと活用方法について全市的に明確な方針を再構築し、その方針を基にして活用を強化していくべきである。特に実務者会議の進行管理部会と個別支援会議は機関連携の中心としての機能が期待される。

また、現在はこども家庭センター（中央児童相談所）が進行管理部会の事務局として運営、調整を担っているが、将来的には各区において地域性、ケース数等を考慮しつつ、独自に運営できるような体制とそれを可能にする区役所機能の強化が望まれる。

(イ) 医療機関等との関係性構築

関係機関と協働する場合には情報と方針の共有、支援の進捗状況等の確認作業を徹底する必要がある。児童相談所をはじめとする児童行政部署は、医療の他、警察、司法等の専門分野との関係性構築を進め、総合的理解と専門性向上につなげていくことも重要である。

(ウ) ケース移管

全国児童相談所長会議の申し合わせ事項については早急に順守を徹底するとともに、ケース移管の重要性を再認識し、作業全般の改善を図る必要がある。

オ 総括（上記以外の内容）

児童相談所、保健福祉センターにおいてはマンパワーが不足しており、児童虐待対応の基本である複数人対応が満足にできない状況がある。適正な人員配置は大きな課題であり、全国的に児童虐待対応が年々増加し、児童相談所の疲弊が進んでいる現状からすれば、国に対して人員配置基準の改善や体制整備の財源措置を働きか

けていくことも必要であると考えられる。

また、職員個人の専門性確保、向上のための長期的な視点に立った人材育成体制の整備も必要である。なお、求められる専門性からすれば児童行政に携わる職員については長期継続して配置されるような人事ローテーションについても検討する必要があると考えられる。

第5章 児童家庭支援・児童虐待対策の基本的な考え方

本市における子育て家庭の置かれた状況や各機関の現状と役割と踏まえ、今後の児童家庭支援・児童虐待対策についての方向性を定めるため、「子育てを支援する地域づくり」、「関係機関等の連携による虐待の未然防止、早期発見・早期対応」、「専門的支援の充実と人材育成」を3つの基本的な考え方として推進します。

1 子ども・子育てを支援する地域づくり

地域の子どもが健全に成長していくよう家庭で安心して子育てをしていくために、また、児童虐待の未然防止に向けて、地域と家庭の日常の交流・コミュニケーションの中で、子育て家庭が地域の協力や温かい見守りを受けながら、主体的・自立的に子育てができる環境を整備します。

また、育児不安やハイリスクの家庭からのSOSを地域で把握した際に、行政機関に素早く繋げることができる環境の整備を行います。

(1) 地域ニーズに応じた子育て支援

子育て家庭を取り巻く状況は、地域によって様々であり、地域ニーズに沿った効果的な子育て支援を展開します。

(2) 子育てしやすいコミュニティづくりの推進

地形や人口規模、歴史や文化、社会資源等、地域の特性がそれぞれ違うことを踏まえながら、地域の住民が、お互いの人権と生活観に理解を示しつつ、主体的に「子育てをしやすいまちづくり」に取り組むことを推進します。

(3) 人と人のコミュニケーションの仕組みづくり

地域における人と人とのつながりを再構築し、地域と家庭の日常のコミュニケーションが活性化され、子育て家庭が地域の協力や温かい見守りを受けながら、孤立することなく安心して子育てができる仕組みづくりを推進します。

2 関係機関等の連携による虐待の未然防止、早期発見・早期対応

子育て家庭において、一般の家庭、育児不安・ハイリスクの家庭、要保護家庭という各階層は、子どもの発達状況や保護者の心身の状態、夫婦間関係、経済的な状況などの様々な要因により、相互に流動的に変化していくものです。

そのような中で、子育て家庭に関わる関係者・関係機関が、それぞれの階層に対して相互に連携を図りながら適切に役割を果たし、子育て家庭における虐待を未然に防止するとともに、支援ニーズを早期に発見し、迅速に対応できる仕組みを構築します。

(1) 関係機関等の役割分担の明確化

ア 行政としての取組み

児童相談所、区役所（こども支援室、保健福祉センター）、こども本部における役割を明確化し、それぞれの機関における機能の強化を図り、行政が中心となって児童家庭支援・児童虐待対策を推進します。

イ 児童委員・保育所・学校・医療機関等関係機関における取組み

要保護児童対策地域協議会の実効的な運営を図り、それぞれの関係機関の役割を明確にするとともに、全ての関係者・関係機関が有機的に連携して虐待の未然防止と対応に取り組みます。

(2) ケースの状況変化に応じた連携の仕組みづくり

子育て家庭が育児の孤立化や強い育児不安などから、児童虐待のハイリスク状態にならないよう、また、児童虐待が重度化・長期化する前に改善が図られるように、関係機関等の連携を図り身近な地域で継続的な見守りができる体制を構築します。

円滑な見守り体制を作るために、各区における要保護児童対策地域協議会の実務者会議を活用し、区の特性を活かしたネットワークづくりに取り組みます。

(3) 個々のケースの情報共有の仕組みづくり

支援対象児童が安心して安全に地域で生活ができるよう、家庭環境を把握し、支援が必要な場合には即時に適切な対応が実行できるよう、関係者間で情報を共有できる仕組み作りが必要となります。

個々のケースについては、要保護児童対策地域協議会におけるケース全体の定期的な進行管理や個別支援会議を活用し、個人情報保護に十分に配慮しながら必要な情報の共有に努めます。

3 専門的支援の充実と人材育成

虐待事例への支援においては、通告の受理、虐待の発見から支援の終結まで、幅広い専門的な視点が必要です。多職種の専門職がチームとなり協働して、それぞれの専門性を発揮することにより、多様化・複雑化している支援ニーズに対して、的確なアセスメントに基づく一貫性・継続性のある支援を提供します。

そのためには、児童家庭支援分野に精通する専門的な人材を養成し、配置する仕組み作りが重要です。区役所保健福祉センターや児童相談所、本庁部門に求められる役割と業務のあり方の構築と併せて、専門職の育成と確保に向けた中・長期的な視野に立った人材育成に取り組みます。

(1) 保健福祉センターと児童相談所の役割分担の明確化

児童相談所と保健福祉センターが、それぞれに与えられた権限と役割に基づき、それぞれの専門性を発揮しながら、連携して支援していくことが重要です。

一つのケースに対して、支援を要する課題や状況の変化・時間の経過等に応じ

て、児童相談所と保健福祉センターが主担当・副担当を明確にし、必要に応じて役割を変更しながら協力して関わります。

区役所保健福祉センター

- 支援の対象 一定の継続的な支援や見守りが必要なケース
- 支援の方法 所管する制度・サービスの活用や保育所、学校等との調整を行いながら、地域における継続的な支援を実施します。

連 携

児童相談所

- 支援の対象 一時保護や施設入所が必要なケース及び重症度・緊急度が高いケース
- 支援の方法 法的措置による介入を視野に入れた相談・支援を実施します。

(2) 専門的支援の充実

児童虐待の相談・通告件数の著しい増加や重症事例も発生している状況を踏まえ、子どもの権利擁護を柱として、早期発見からその後の見守りやケア、親子の再統合等に至る児童家庭支援・児童虐待対応に係る相談・支援の過程で、専門的な支援の充実に努めます。

ア 児童及び保護者に対する支援

被害児童に対する個別的ケアや生活環境の整備、将来の自立に向けた支援など、児童の最善の利益を考慮しつつ支援の充実に図ります。

また、親子分離、親子再統合の援助や、虐待の再発を防止する援助など、保護者に対する支援の充実に図ります。

イ 専門職の協働による困難ケース等に対する適切な対応

社会福祉職・心理職・保健師等がそれぞれの専門性を発揮するとともに、チームとして協働し、支援困難ケース等に対しても適切な対応を図ります。

ウ 相談支援の組織的対応とケース進行管理の充実

区役所保健福祉センターや児童相談所においては、必要な各種会議を適切に実施し、組織としての判断・決定を踏まえた支援・対応に努めます。

また、ITによるケース進行管理について、その有効性を十分に検証し、適切な進行管理が可能となる仕組みについて、今後、検討を進めていきます。

エ 総合的なアセスメントの強化

重症度の判断や具体的な支援内容を認識するために、リスクアセスメント指標を作成し、再アセスメントも含めて関係機関で活用します。また、多職種の専門職のそれぞれの専門性に基づいた見立てを総合的にアセスメントします。

オ 各種専門機関・専門家との連携の強化

精神保健福祉センターや障害者更生相談所などの専門機関や、医師・弁護士等の専門家と必要に応じて幅広く協力・連携した対応の充実を図ります。

(3) 社会的養護の充実

相談機関の支援によっても家庭機能の再生が図れない場合には、必要に応じて里親への委託または児童養護施設に措置・委託することとなります。里親もしくは施設において適切に養育し、家庭への再統合または児童の自立に向けて支援を行います。

里親と施設は要保護児童受入体制の重要な「両輪」です。里親委託の拡充と推進に向けた取組や、要保護児童施設の施設整備により、それぞれの受入体制を整備し、施設と里親のそれぞれの長所を活かし、さらに有機的なつながりをもった社会的養護の仕組み作りを検討していくことが必要です。

(4) 地域連携・広域連携等の強化

ア 町内会・自治会、児童委員、主任児童委員、社会福祉協議会等による取組強化

安心して子育てができるまちづくり、子育てを見守る地域づくりを推進するために町内会・自治会や児童委員、主任児童委員、社会福祉協議会等と連携した様々な施策の展開を図ります。

イ 要保護児童対策地域協議会を活用した地域ネットワークの充実

市の代表者会議を活用した市全域のネットワーク及び区の実務者会議を活用した区レベルのネットワークの充実を図ります。

ウ 近隣自治体との連携強化・広域連携の強化

支援を行っている家庭が市外に転出する場合や市外から転入した場合に、虐待の再発防止と援助の継続性を確保するため、県内の自治体との連携強化や県域を越えた広域連携の強化に努めます。

(5) 長期的な専門職の人材育成の仕組みづくり

「第3次人材育成基本計画」、「第3次局別人材育成計画」を踏まえながら、保健・医療・福祉等専門職の人材育成を着実に進めていきます。

ア 専門職の育成に関わる研修等の充実

各種集合研修や職場交流研修、各所属における研修等の充実を図ります。

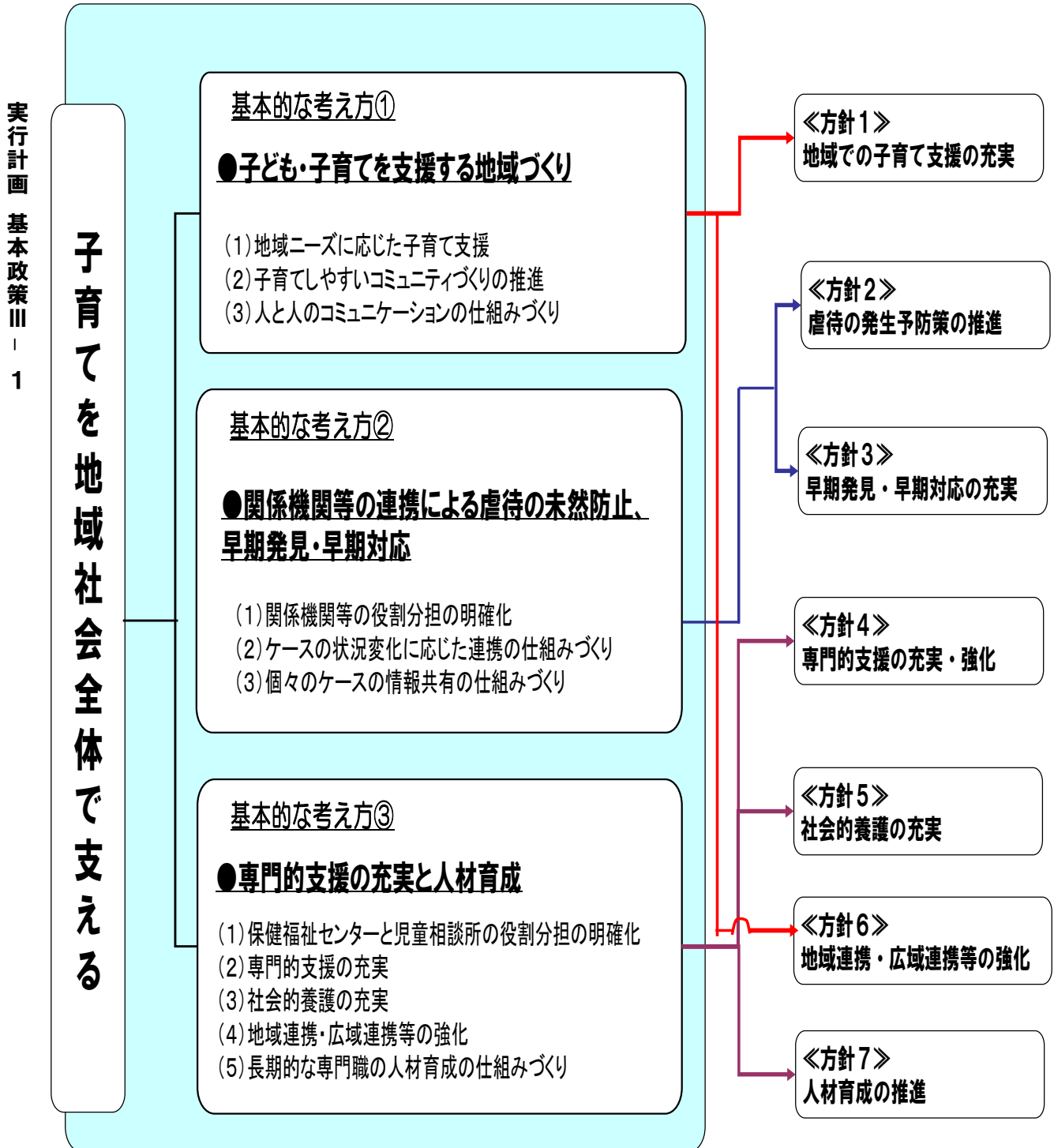
イ 長期的な人材育成の仕組みづくり

職種別人材育成の取組を充実させるとともに、計画的なジョブローテーションの取組について検討を行います。

ウ 関係機関における人材育成

関係機関の職員の資質の向上が大変重要であり、要保護児童対策地域協議会で実効的な研修計画を策定するなど、広く人材育成に取り組みます。

図9 基本的な考え方と方針の体系図



第6章 児童家庭支援・児童虐待対策の施策の展開

第5章の基本的な考え方に基づいて施策を推進するために、次の7つの方針を定めます。

1 地域での子育て支援の充実

(1) 地域の社会資源の有効活用

子育てを取り巻く環境が変化する中、地域における各家庭との関わりの希薄さと相まって、孤立感や負担感を持つ子育て家庭が増加しています。

地域の子育て家庭に対しては市民に身近な区役所が拠点となって、孤立感による育児不安などを受け止め、子育てについて地域の中で支え合うことができるよう地域の子ども・子育て支援のネットワークづくりに向けた取組を推進していきます。

そのためにも、医療機関、子育て支援活動団体、保育園、幼稚園、地域子育て支援センター、地域療育センター、児童相談所などの子育てに関する機関や地域の団体が連携しながら、その機能を活かして、子ども・子育て支援を進めていきます。

(2) 地域の子育て支援に関わる行政によるマネジメント・コーディネート

地域の実情に応じたきめの細かい地域の支え合いが育ち・成長するように、関係部署や地域の子育て支援関係機関のネットワークにより、それぞれの機能を活かしながら、効果的・効率的に地域の子育て支援の取組みを推進することが重要です。

地域で活動する様々な社会資源が、その特性を活かした子育て支援ができるよう、地域に身近な行政機関である区役所が、地域活動のマネジメント・コーディネートを行い、地域の子育て支援に係る仕組みづくりを進めていきます。

(3) 地域の子育てサロン等の活動支援

町内会、民生委員・児童委員・主任児童委員、社会福祉協議会、NPO法人、ボランティア等の市民による活動として、地域の中での子育て家庭を支援する取組が進んでいます。親子が気軽に参加し、保護者同士の友達づくりや地域ボランティアによる見守りの場ともなる子育てサロン等の活動を支援し、子育てを暖かく見守る地域づくりを推進します。

地域の中で気づかれた支援の必要な子育て家庭が、確実に支援につながるよう、地域の子育てサロン等の活動支援を行う中で、行政による相談支援の内容について適切に情報提供を行い連携の充実を図ります。

2 虐待の発生予防策の推進

(1) 育児不安・虐待リスクの軽減に向けた取組

核家族化が進み、乳幼児と接しないまま、親になる人が増えている状況です。

健やかな妊娠・出産・子育ての実現に向け、母子健康手帳交付時の面接や乳幼児

健康診査事業等を通じて、妊娠期から子育てに必要な知識の提供に努めるとともに、不安を抱えた家庭の把握や相談支援体制の強化を図ります。

また、望まない妊娠等を防ぐため、学校と連携して思春期からの保健教育の取り組みを推進し、将来に備え、妊娠・出産・子育て等についての適切な知識を提供します。

(2) 妊娠期に必要な知識の普及啓発

より安全・安心な出産や子育てに向けて、妊娠中に胎児と母体の状態を確認するため必要な妊婦健康診査について受診勧奨を行うとともに、母子健康手帳への記載や両親学級等により、生活上の配慮や子育てに必要な知識等について普及啓発を行います。

(3) 子ども・家庭に対する適時・的確な支援の充実

ひとり親家庭への支援である児童扶養手当、日中に保護者が監護できない場合に子どもを養育する保育所、健康上の配慮が必要な状況である養育医療費等の申請受付窓口の業務からは、様々な相談・支援ニーズを把握することが可能です。

子ども・保護者の家庭環境について、申請書等から得られた情報と相談内容により的確に把握し、必要な保健・福祉サービスの提供と、必要に応じた継続的な個別支援が大切であり、そのことで、支援者との関係を良好に保ち、不安の解消や虐待への進行を防ぐことにつながります。

行政が対象者からのSOSや、周囲から要支援家庭に関する情報を得た際に、その深刻度を的確に把握して適切に対応できるよう、相談支援に従事する専門職の充実、業務ガイドラインの整備、研修実施等により相談支援体制の充実を図ります。

(4) 児童虐待防止に向けた普及啓発の充実

市民一人ひとりが児童虐待問題についての理解を一層深め、児童虐待の防止等に向けて主体的なかかわりを持てるように意識啓発を図ることが重要です。

本市では、国が平成16年から11月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け推進してきた「オレンジリボン・キャンペーン」に合わせた広報活動等を実施してきました。今後、神奈川県や県内の他都市とも連携して児童虐待防止に向けた普及啓発活動の充実を図ります。

3 早期発見・早期対応の充実

(1) 母子保健事業からの早期把握

ア 妊婦健康診査実施医療機関との連携強化

妊娠期に母体と胎児の健康を守るため、必要な健康診査を受けられるよう、妊婦健康診査助成事業を実施しています。妊婦健康診査受診状況の把握に努めるとともに、医療機関において、行政による支援が必要な妊婦が把握された場合に、速やかに、支援の繋ぎができるような仕組みづくりについて検討します。

イ 乳児家庭全戸訪問事業の推進

本市では、乳児家庭全戸訪問を目指して、対象家庭の希望に応じ看護職である訪問指導員による新生児訪問または地域の訪問員によるこんには赤ちゃん訪問を実施しています。訪問指導員や訪問員と区役所保健福祉センターとが連携しながら、母子の健康状態、養育状況について把握し、育児不安の軽減に向けた支援を行っています。また把握された支援の必要な家庭へは養育支援訪問事業等の活用により適切に支援を継続します。

ウ 乳幼児健康診査未受診者の状況把握と対応

国の「子ども虐待による死亡事例の検証結果等について」（社会保障審議会児童部会の報告）では、乳幼児健康診査の未受診者をハイリスクとし、その状況把握に努めることとされています。保健福祉センターでは、3か月・1歳6か月・3歳の各時期に乳幼児健康診査を実施しており、受診率は、平均約95%と高い水準となっていますが、受診されなかった全ての対象者の状況把握に取り組んでいます。未受診者の状況の把握と適切な対応の取組みを推進します。

エ 乳幼児健康診査事業における健診委託医療機関との連携強化

地域の医療機関は委託実施の乳幼児健康診査を行う際や、日常の診療の中で、多くの子育て家庭と接点を持ち、親子の様子を把握しています。委託医療機関との連携の強化を図り、区役所保健福祉センターが支援の必要な子育て家庭を把握する機能を強化します。

(2) 病院・保育園・幼稚園・学校等との連携による早期発見・早期対応

児童虐待を早期に発見する機会を多く有している病院や保育所、幼稚園、学校等、児童の所属機関との連携を密にし、虐待を早期に発見し、適切な対応が図られるよう取組みを進めます。

また、これらの機関は、日中の安全を確保するとともに、虐待により精神的なダメージを受けた児童に対して必要なフォローを行うことが可能であることから、より早期に適切な支援が実施できるよう、児童相談所や保健福祉センターとの日常的な連携の強化に向けた取組を推進します。

(3) 地域による見守り体制の構築・充実

「こんには赤ちゃん事業」は子育て家庭と地域とのつながりをつくることを目的にしており、訪問員は、相談支援が必要な状況にあれば、区役所保健福祉セン

ターへの相談を促す等の対応をしています。

訪問員は、民生委員・児童委員・主任児童委員や何らかの子育て支援活動の経験者で子育てサロン活動に従事する方も多く、こんにちは赤ちゃん訪問の際の案内からサロンに参加する子育て家庭が増えています。訪問によって顔見知りになり、その後の地域住民同士としてのつながりができることが期待されます。

子育て家庭を見守る地域づくりに向け、区役所保健福祉センターで訪問員向け研修や連絡会を開催し、訪問員との連携を強化しながら事業推進を図ります。

(4) 虐待通告への迅速かつ的確な対応・支援

虐待通告については児童虐待防止法の規定に基づき、児童相談所と区役所保健福祉センター（福祉事務所）の両機関において受理します。

虐待通告を受理した後は迅速（48時間以内）な児童の安全確認調査を実施するとともに、必要な情報収集を行ったうえで、リスク評価については確実に行うため、初期対応についてノウハウとスキルを蓄積している児童相談所において一元的に行う流れを確立します。

初期対応やその後の継続した支援の方法については、児童相談所と区役所保健福祉センターがそれぞれの役割と機能を活かして連携し、個々のケースの状況に応じた適切な支援を行っていきます。

なお、調査により虐待の恐れがないと認めた場合において、保護者や児童に心理的影響が生じた場合は必要な支援を行います。

(5) 要保護児童対策地域協議会の活用

児童相談所のみならず多数の関係機関の円滑な連携・協力を確保するため、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図ります。

協議会の種別は全市レベルの「代表者会議」、区の代表者会議ともいえる「実務者会議」、実務者会議の部会として、把握している全ケースの定期的な進行管理と情報共有を行う「連携調整部会」を置き、さらに、個別の事例ごとに支援関係者が参加し、支援方針等の確認をする「個別支援会議」を設置します。

事務局は、代表者会議はこども本部担当部署、実務者会議は区役所保健福祉センター担当部署が担うこととします。

4 専門的支援の充実・強化

(1) 児童及び保護者に対する支援

ア 児童に対する支援

児童虐待の防止等に関する法律等において、「児童虐待が児童の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与える・・・」とされているように、児童虐待は児童の身体的及び精神的発達にとって重大な影響を及ぼします。被害児童に対する愛着の構築やトラウマの問題への個別的ケアや生活環境の整備、将来の自立に向けた支援など、児童の最善の利益を考慮しつつ、関係機関との連携による専門的な支援の充実を図ります。

イ 保護者に対する支援

保護者への援助を行う場合には、保護者自身のこどもの頃の家庭生活上の問題や、それに起因した心的外傷を直接取り扱うような長期にわたる心理療法や精神療法などが必要となる場合もあります。

それぞれの虐待事例の状況に応じ、虐待の認識を促す関わりや家族再統合の援助や在宅で生活する親子の再虐待を予防する支援など、関係機関と連携し、専門的な支援の充実を図ります。

(2) 専門職の協働による困難ケース等に対する適切な対応

虐待事例への支援においては、初期対応（通告の受理・安全確認・初期調査）、総合的なアセスメント（評価・診断）、判定、援助方針の決定、援助の実施、支援の終結まで幅広い専門的な視点が必要です。

児童相談所と保健福祉センターのそれぞれに与えられた権限と役割に基づき、それぞれに所属する多職種の専門職がチームとなり協働して、それぞれの専門性を発揮することにより、個々のケースの状況に応じた適切な支援を行っていきます。

ア 社会福祉職による支援の充実

《保健福祉センター》

生活保護、高齢者支援、障害児者支援等、専門性を有する担当が児童虐待の要因となる様々な情報を有しており、それぞれが情報の共有化を図り、共通の支援方針で対応することが重要です。

児童家庭支援担当部署では、社会福祉職が、他の業務を担当する社会福祉職等と連携し、必要な情報を収集し、アセスメントを行い、虐待対応のマネジメントを行います。

《児童相談所》

困難ケースを対象とする場合は、特にそのチームアプローチの有効性が問われますが、社会福祉職が有するケースワーク機能やマネジメント機能を発揮して、要支援児童とその家族等に対する適切な支援を行います。

児童相談所では、運営指針に基づいて児童福祉司としての役割が求められますが、他の専門職と協働して、多角的な視点から対象児童やその保護者等への支援を行うとともに、法的介入の時期や内容を適切に判断するなど専門性の高い支援

を行います。

イ 心理職による支援の充実

《保健福祉センター》

母子保健領域での相談支援や児童虐待の対策を推進する上で、心理職の役割が高まっています。

保護者自身が被虐待経験やDV被害等の経験を有していたり、精神的な疾患や子育てに対する強い不安感等を有していたりする場合、また、子どもが発達面での課題を抱えている場合などに、虐待に発展してしまうリスクが高まると言われています。こうした困難な課題を有する保護者の相談に早期に対応し、適切な助言、支援等を行い、育児不安の解消や育児による負担感の軽減を目的に、心理職による専門的な支援の充実を図ります。

《児童相談所》

児童相談所では、他の専門職とのチームアプローチの中で適切な心理アセスメントを行い、発達障害や虐待によるPTSDが疑われる児童の支援や、人格障害傾向など精神に課題を持つ保護者への支援など困難ケースに対して専門性の高い支援を行います。

ウ 保健師による支援の充実

《保健福祉センター》

妊娠・出産・育児期にわたる継続した子育て家庭との関わりの中で、親子の成長を見守りながら、母子保健領域での専門性を活かして育児不安の強い保護者や不適切な養育が疑われる保護者等に対する支援の充実を図ります。地域に出向く日常的な業務を通じ、身近な支援関係機関・団体やNPO等による自主的活動との連携を深め、地域における見守りの強化につながる取組みが重要です。

《児童相談所》

初期対応で保健医療領域でのアセスメントを必要とする重篤ケース（骨折等の身体的虐待、医療機関からの通報ケース等）が増加しているなかで、保健師の専門性を活かすことで、的確な初期調査と調査後に的確な支援の方向性を見立てていくことが可能となります。また、育児不安を原因とする要保護ケースについても、初期調査の過程で保健師の対応が育児支援となり、その後の親子関係の改善が期待されます。

さらに、保健福祉センターの保健師との連携強化の側面からも大きな役割を果たすものです。

(3) ケースワークに関わる組織的なフォロー体制の強化

ア 児童相談所における取組み

児童虐待の初期対応は、様々な法的知識や個々の状況に応じた迅速な判断など、高度な専門性が求められます。初期対応を担う児童福祉司を組織的にフォローするための業務執行の仕組みづくりを推進します。

また、児童や保護者の精神・心理・発達領域に加え、生活支援領域と保健医療領域の専門性を確保し、児童福祉司の経験・スキルを組織的にフォローしていきます。

さらに、受理会議・判定会議・援助方針会議等、児童相談所運営指針に規定された組織的な会議を的確に実施し、ケースの進行管理に関わる組織の情報共有の徹底と組織的な判断の強化に向けた取組を進めます。

イ 区役所保健福祉センターにおける取組み

区役所保健福祉センター児童家庭支援担当部署で、児童及び家庭の個別的な相談・支援を一元的に対応し、多職種の専門職の協働による支援体制を構築します。

児童家庭支援担当部署では、養育相談や保育所入所・児童扶養手当受給等申請受理、乳幼児健診等、日常業務の中から様々な相談ニーズが発見されます。これら個々のケースに対する支援方針の検討や担当者の設定等について、組織的な判断を行い、ケースの進行管理に取組んでいきます。

児童虐待防止法の規定に基づき、児童虐待に係る通告については、児童家庭支援担当部署において受理します。受理にあたっては、個々のケースの緊急度を見極めつつ、収集すべき情報の範囲と児童相談所への通知の時期等について所内で組織的に判断します。

(4) 効率的・効果的なケースワークの進行管理の充実

支援の対象となる全てのケースについて、緊急度や重症度、支援すべき内容や頻度、支援機関や担当者等、多くの情報を適切にかつ必要な機関が共有できる仕組みが必要です。

児童相談所において平成24年度に導入したITによるケース進行管理について、その有効性を十分に検証し、将来的には、全区役所と全児童相談所が必要な情報を共有し、適切な進行管理が可能となる仕組みについて、今後、検討を進めていきます。

(5) 総合的なアセスメントの強化

ア 共通アセスメント・ツールの作成と活用

リスク要因を有する家庭をできるだけ早期に把握することが重要です。関係機関がリスク要因を持つ家庭の状況や問題点を共通して理解するとともに、重症度の判断や具体的な支援内容を認識するために、リスクアセスメント指標を作成し、区役所保健福祉センター・児童相談所・保育所・学校・その他の関係機関で活用します。

リスクアセスメント指標の作成にあたっては、発生予防の観点からとリスク要因を持つ家庭への支援に活用するという視点から、内容を設定します。

なお、国の報告では、悪化・再発防止対策について、援助指針・方針決定時や対応終了時に、虐待の状況を適切に判断するためのアセスメントシートを作成・利用している児童相談所及び市町村では、悪化率、再発率が低いとされています。

イ 組織的なアセスメントの実施

虐待通告を受けた場合には、安全確認の必要性、緊急性などについて個々の事例に応じて安全確認の方法、実施時期等の対応方針について緊急受理会議を開き、組織的に判断を行います。

安全確認については、原則として複数の職員で行うとともに、アセスメントについては医師や保健師等による身体医学的領域の視点も含め、職員の専門性を活用し組織として総合的に判断します。

ウ 再アセスメントの適正実施

一時保護や施設入所措置の変更・解除、家庭復帰させる場合など、支援経過の中で環境の変化や親子関係の変化を伴う場合には、十分な再アセスメントを行います。特に施設から家庭復帰させる場合には、保護者の発言内容や行動の変化、親子関係の変化、外泊時の状況の確認、社会資源の利用の可能性、在宅指導の計画等、虐待が重篤で再発することがないように組織的に総合的な再アセスメントを確実に実施します。

(6) 各種専門機関・専門家との連携の強化

支援ニーズが複雑化・多様化している中で、保護者が精神的な疾患を有する事例や、両者ともに障害のある保護者間での虐待事例など、相談・支援を行う上でより高い専門性を求められる事例への対応が課題となります。児童相談所や区役所保健福祉センターにおける支援の充実に加え、精神保健福祉センターや障害者更生相談所などの専門機関と連携した支援の充実に努めます。また、医師や弁護士等、必要に応じて幅広く専門家と協力・連携した対応の充実を図ります。

5 社会的養護の充実

(1) 社会全体で子どもを育てる意識の啓発（社会的養護の意識啓発）

児童虐待の相談・通告件数の著しい増加に象徴されるように、少子高齢化や離婚の増加・ひとり親世帯比率の増加等家族を構成する環境の変化や、就労環境の悪化等により、家族機能の維持が不安定化しています。

先の大規模災害時の経験なども踏まえ、社会全体としての社会的養護の必要性について広く理解を得るとともに、支援を必要とする子ども達への関わりが地域住民レベルで促進されるような働きかけが必要です。

今後も、公的機関を含む地域社会を中心とした社会的養護の充実に向けて、地域社会におけるネットワークづくりとともに、社会的養護の意識啓発に努め、社会的養護の「質」の向上に向けた取組を進めていきます。

(2) 児童養護施設等の施設養護の充実

ア 児童養護施設の新設

平成21年10月に策定した「要保護児童施設整備に向けた基本方針」に則して、児童養護施設等の整備を進めていきます。

児童養護施設の整備については、市内の地域バランスに配慮した整備を進めます。また、それぞれの施設では、小規模ユニットケアにより家庭的な生活環境を確保するとともに、利用する児童の自立の向上につながるよう学習支援の充実を図ります。さらに地域との交流機能や地域の子育て支援機能を有するなど、総合

的な児童福祉施設として整備を進めます。

イ 児童心理治療施設（情緒障害児短期治療施設）の整備

様々な要因により集中的な心理的ケアを必要とする児童等を対象とした、専門的ケアを行うため、（仮称）こども心理ケアセンター整備基本計画に基づき、（仮称）こども心理ケアセンター（児童心理治療施設）を中原区井田に整備します。この施設での専門的・治療的ケアと各児童養護施設における自立に向けた支援が有機的に連携し、将来の自立に向けた支援が継続して実施できるシステムを構築します。

ウ 既存児童養護施設の改築

施設の老朽化への対応と生活環境の改善等を目的に、**既存の児童養護施設の改築**を進めます。

これに伴い、生活環境の小規模化を図るとともに新設施設に準じた機能の拡充を図ります。また、国の指針を参考に定員の見直しを行います。

エ 施設支援の充実

施設では、入所中の個々の子どもについて、子どもやその家庭の状況を勘案し、家庭復帰を見通した自立支援計画を作成し、計画に基づいて適切な支援に努めます。また、児童養護施設を卒園し、社会に巣立った児童の自立に資するため、生活・就労面でのアフターフォロー等、支援の充実を検討してまいります。

被虐待を要因とする複雑・困難な子ども側の課題や就労環境など社会的な課題などに対して専門的な支援ニーズが高まっており、心理療法担当職員や家庭支援専門相談員等の専門性を活用し支援の充実を図ります。

（３）里親制度の拡充と里親支援の充実

ア 里親家庭の拡充

里親会と連携・協力して、**里親制度の理解を促進**するための広報啓発活動や里親養成研修の実施等を通じて、里親制度の拡充を図ります。

イ 里親委託の推進

社会的養護を必要とする児童の生活の場を判断する際には、国の指針に基づき、**まず里親の可能性を検討**し、里親宅での生活が困難である場合や施設養護が適当と判断される場合において、児童養護施設等での措置を検討するという判断の優先順位を基本としていきます。

ウ 里親支援の充実

里親に委託された子どもが安心・安全に生活していくためには、里親が孤立せず、自信を持って育児ができるよう、**個々のニーズに即した里親への適切な支援**が必要です。里親会と連携し、支援の実績を有するNPO等へ支援業務を委託し、訪問相談や各種研修を行うなど、里親支援の充実を図ります。

また、里親等を委託解除になり、社会に巣立った児童の自立に資するため、生活・就労面でのアフターフォロー等、支援の充実を検討してまいります。

（４）児童家庭支援センターによる支援の充実

児童相談所の調査・判定の結果、虐待の程度や内容等から施設入所措置ではなく、児童家庭支援センターによる継続的な家庭訪問による見守りや保護者指導を必要とする事例があります。また、こうした児童に加え、地域での密着したきめ細かな相談支援を必要とする児童に対しては、児童相談所との密な連携を図り、児童家庭支援センターによる支援の充実に努めます。

6 地域連携・広域連携等の強化

(1) 町内会・自治会、児童委員、主任児童委員、社会福祉協議会等による取組強化

安心して子育てができるまちづくり、子育てを見守る地域づくりを推進するために町内会・自治会や児童委員、主任児童委員、社会福祉協議会等と連携した様々な施策の展開を図ります。

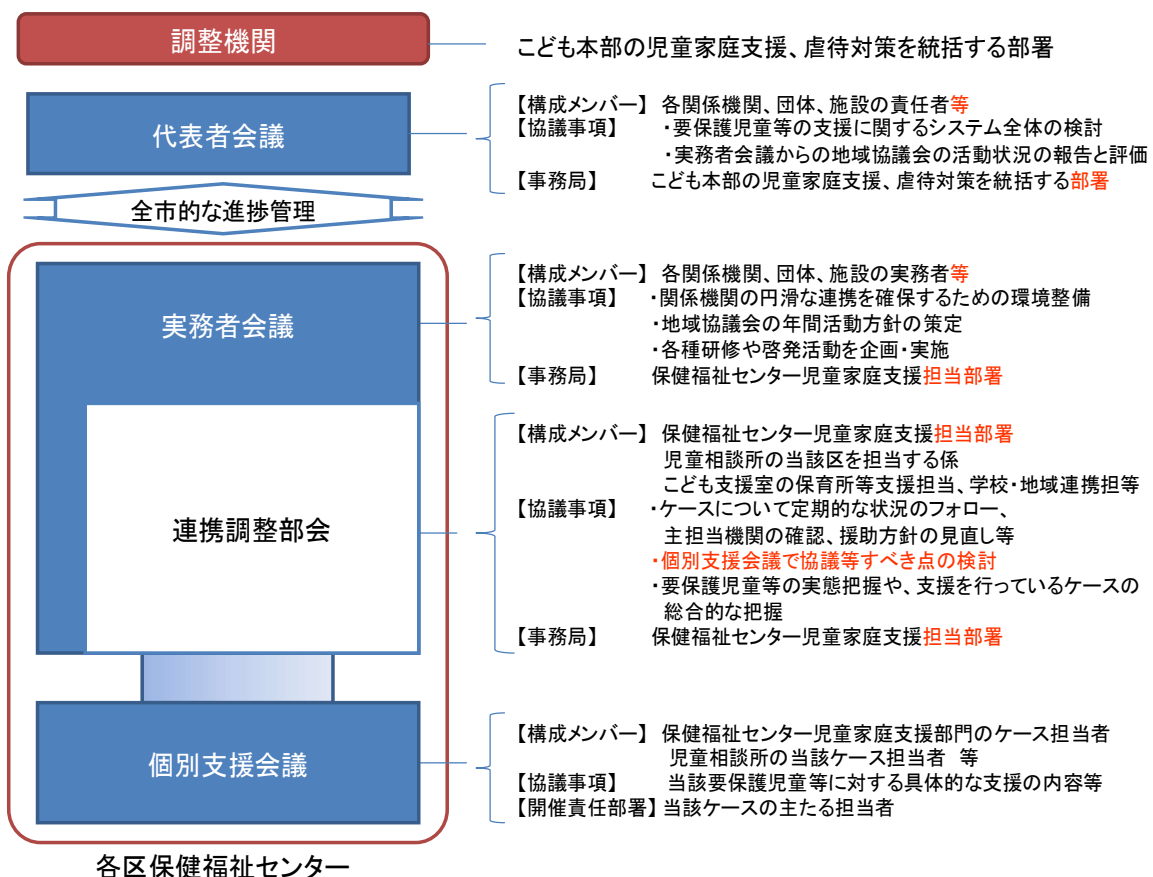
そのために、各区役所が中心となって、それぞれの区の特性を活かし、社会資源の有効活用と子育て支援に関わる地域活動のマネジメント・コーディネート強化していきます。

(2) 要保護児童対策地域協議会を活用した地域ネットワークの充実

ア 市の代表者会議を活用した市全域のネットワークの充実

こども本部児童虐待対策の担当部署（制度所管）が要保護児童対策地域協議会の調整機関としての役割を担い、代表者会議を運営します。

図 10 (参考) 要保護児童対策地域協議会の全体像



イ 区の実務者会議を活用した区レベルのネットワークの充実

区役所保健福祉センター児童家庭支援担当部署が区の実務者会議を運営します。実務者会議は、区域内の児童虐待対策を担う関係機関で構成し、早期発見・早期対応や、必要な見守り支援が円滑かつ安定的に継続するなど、実効的な支援を展開する上で、有効なネットワークとしての役割を担います。

また、実務者会議の一部として連携調整部会を設置します。この部会ではケースについての定期的な進行管理など、個別支援会議で課題となった点の全体的な検討等を行います。

(3) 近隣自治体との連携強化・広域連携の強化

支援を行っている家庭が転居した場合の虐待の再発防止と援助の継続性を確保するため、ケース移管、情報提供、一時帰宅等を行う場合の連携について、自治体相互間で共通ルールに基づいた対応を行います。

他の自治体に転出する際には、児童福祉法第25条等に基づき、転出先の自治体を管轄する児童相談所に通告し、ケースを移管するとともに、当該家庭の転出先やこれまでの対応状況など必要な情報を提供するなど、転出先の児童相談所と十分な連携を図ります。具体的には、児童相談所運営指針や全国児童相談所長会申し合せ事項（ケース移管ルール）を基本とした対応を行います。

ア 県内の自治体との連携強化

支援の対象となる家庭が県内で転居した場合には、平成24年4月から実施している5縣市共通ルールにより、要保護児童対策地域協議会の調整機関を窓口とした対応を行うこととなっています。

本市においても、引き続き5縣市共通ルールに基づき、県内各自治体との調整と連携の充実を図ります。

イ 県域を越えた広域連携の強化

支援の対象となる家庭が県外に転居した場合には、児童相談所運営指針や全国児童相談所長会申し合せ事項に沿った対応を行います。

今後、支援の継続が望まれるケースが県外へ転出した場合に、確実に転居先で支援が継続されるよう本市としての対応ルールの明確化を行います。

7 人材育成の推進

「第3次人材育成基本計画」、「第3次局別人材育成計画」に基づく全市的な人材育成の取組みの中で、保健・医療・福祉等専門職の人材育成を着実に進めていきます。

適切な人材育成プログラムを検討し、職場を単位としない、全庁横断的な専門職員としての専門性を高めるよう取り組んでいきます。

(1) 専門職の育成に関わる研修等の充実

ア 各種集合研修の実施

(ア) 実効的な多職種協働を実践する上で基本的に必要な事項

- ・各専門職の役割と固有のアセスメント及び支援スキル等について
- ・チームアプローチの在り方
- ・困難事例に対する相談支援の実践例を学ぶ 等

(イ) 各専門職の専門性の向上を図るための研修

- ・社会福祉職、保健師、心理職などそれぞれの専門職を対象とした人材育成計画に基づく研修の実施

イ 職場交流研修の取組

区役所保健福祉センターと児童相談所間において、**新人・新任職員を対象に職場交流研修を実施**してまいります。双方の職場で求められる業務上の知識や技術の概要、業務形態等を相互に理解することが連携強化にとって大変有用であることから、研修の一つとして仕組みを構築してまいります。

ウ 各所属における研修の取組

専門職については、職場・職種ごとに、専門性の維持・向上のための取組が求められます。**各職場・職種ごとのOJT、OFF-JTを活用し、職員自身が主体的に自己の能力開発に取り組むことができるような環境の整備を図ります。**

(2) 専門職の長期的な人材育成の仕組みづくり

制度が複雑化・流動化し支援ニーズが多様化・複合化している中で、市民に対して適切な支援を提供するため、専門的な知識と技術を持った職員を**中・長期的な視点に立って着実に確保**することが求められます。

ア 職種別人材育成の取組

保健師、社会福祉職、心理職などについては、それぞれの領域において求められる**専門性が高度化・複雑化**しています。これまでも、各職種別の人材育成検討会や人材育成プロジェクトを設置し、検討を進めてきたところですが、**行政課題の達成に資する人材育成を図るためにも、今後も着実に継続してまいります。**

イ 計画的なジョブローテーションの取組

各専門職には、職種固有の高度な専門性がますます求められてきています。一方で、**支援を必要とする市民ニーズは複雑・多様化**してきており、広範な制度の知識や技術も求められています。

こうした状況を踏まえ、資質の高い専門職を育成するためにも、個々の職員のスキルや経験を適正に判断し、**計画的なジョブローテーション**を行っていくことを検討してまいります。

(3) 関係機関における人材育成

相談・支援ニーズの多様化・複雑化に対しては、児童相談所や区役所保健福祉センター等行政機関の職員とともに、関係機関の職員の資質の向上が大変重要です。要保護児童対策地域協議会の市代表者会議や各区で実施する実務者会議等を中心に、**児童家庭支援・児童虐待対策**について実効的な研修計画を策定し、実行するなど、広く関係機関における人材育成に取り組めます。

第7章 児童家庭支援・児童虐待対策の施策の推進に向けて

1 関連した計画との連携

本基本方針は、次の各種計画との整合を図り、策定しています。

今後も関連する計画との連携を強化し、総合的な児童家庭支援・児童虐待対策を推進していきます。

- ・ 「川崎市新総合計画～川崎再生フロンティアプラン～」
- ・ 「かわさき子ども「夢と未来」プラン」
- ・ 「かわさき健やか親子21」
- ・ 「第2期川崎市保育基本計画（かわさき保育プラン）」
- ・ 「川崎市青少年プラン（改訂版）」
- ・ 「かわさき教育プラン（第2期実行計画）」
- ・ 「川崎市人権施策推進基本計画」
- ・ 「第2次川崎市子どもの権利に関する行動計画」
- ・ 「第3次かわさきノーマライゼーションプラン改定版」
- ・ 「第2期川崎市地域福祉計画」
- ・ 「川崎市母子家庭等自立促進計画」
- ・ 「川崎市DV被害者支援基本計画」

2 児童虐待対策の推進体制の強化

児童家庭支援・児童虐待対策に係る施策を推進するため、こども本部、区役所保健福祉センター及び児童相談所における業務執行体制を強化します。

（1）こども本部における推進体制

こども本部においては、保健福祉センターと児童相談所による連携支援システムの構築を図るとともに、一貫性・継続性のある支援に向けた体制整備や人材育成に取り組めます。また、こうした取り組みが実効的になされるよう要保護児童対策地域協議会の調整機関として代表者会議を主催するなど、重層的な支援ネットワークの充実を図ります。

（2）児童相談所における推進体制

児童相談所においては、市内3か所の児童相談所を効果的に運用するため、児童福祉法施行規則や児童相談所運営指針の規定に基づき、中央児童相談所であるこども家庭センターの統括・調整機能を強化します。また、各児童相談所において、児童福祉司の経験やスキルを組織的にフォローするための体制を強化するとともに、保健・医療領域など、多角的な視点に基づくアセスメント機能の強化を図ります。

(3) 区役所保健福祉センターにおける推進体制

区役所保健福祉センターにおいては、児童家庭支援担当部署で、社会福祉や母子保健領域等に関わる多職種の専門職が協働して、相談支援を実施する体制を構築します。

3 事業推進計画の策定

本基本方針に基く施策を具体化するために、平成25年度中に事業推進計画を策定します。

行政機関や関係機関において具体的に施策を推進する上で、PDCAサイクルに基づいて、必要な役割や業務目標、各種事業の実施内容、手段、連携の方策、計画対象期間等を定めていきます。

4 今後の取組

(1) 計画的な推進

児童家庭支援・児童虐待対策については、全市を挙げて取り組んでいく必要があることから、副市長をトップとする「子育て支援・児童虐待対策推進検討委員会」において、引き続き、本方針に基づく取組を総合的かつ計画的に推進していきます。

(2) 基本方針の実施状況等の点検

本基本方針に位置づけた事業について、関連計画の進捗状況も踏まえながら、進捗状況を点検し、それを、「子育て支援・児童虐待対策推進検討委員会」に報告を行います。

(3) 事業推進計画の見直し

本基本方針に基づく実施状況等の点検に加え、児童福祉法等の改正等の動向を踏まえ、平成25年度中に策定する事業推進計画の見直しを行い、児童家庭支援・児童虐待対策の推進を図ります。

資 料 編

- 1 川崎市子どもを虐待から守る条例
- 2 子育て支援・児童虐待対策推進検討委員会 設置要綱
- 3 子育て支援・児童虐待対策推進検討委員会 実施状況

1 川崎市子どもを虐待から守る条例

目次

第1章 総則（第1条～第7条）

第2章 区役所の機能の強化（第8条・第9条）

第3章 未然防止（第10条～第13条）

第4章 早期発見及び早期対応（第14条・第15条）

第5章 虐待を受けた子ども等に対する支援（第16条～第20条）

第6章 雑則（第21条・第22条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、子どもを虐待から守ることに関し、基本理念を定め、市、市民、保護者及び関係機関等の責務を明らかにするほか、必要な事項を定めることにより、施策の推進と、子どもの安全と健やかな成長が守られる社会の形成に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 子ども 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「法」という。）第2条に規定する児童をいう。
- （2） 保護者 法第2条に規定する保護者をいう。
- （3） 虐待 法第2条に規定する児童虐待をいい、保護者が、その監護する子どもに対する当該保護者が交際している者その他の同居人以外の者による同条第1号、第2号又は第4号に掲げる行為と同様の行為を放置することを含むものとする。
- （4） 関係機関等 学校、児童福祉施設、病院その他子どもの福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他子どもの福祉に職務上関係のある者をいう。

（基本理念）

第3条 虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来にわたって子どもを苦しめる重大な人権侵害であり、ひいては子どもを死に至らしめる危険をはらんでおり、これを決して行ってはならない。

2 子どもを虐待から守る施策は、子どもの最善の利益に配慮するとともに、子どもの安全を最優先に考えたものでなければならない。

3 何人も、虐待を見逃さないよう努めるとともに、虐待のないまちづくりを推進し、子どもの安全と健やかな成長が守られる社会の形成に努めなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、虐待の対応に当たっては、虐待を受けた子どもの安全を確保し、生命を守ることを最も優先しなければならない。

2 市は、子どもを虐待から守り、虐待のないまちづくりを推進するため、子育て家庭が孤立することのない地域社会の形成に向けた活動に対し必要な支援を行うものとする。

3 市は、虐待の未然防止及び早期発見に向け、関係機関等の人材の育成を図るため、専門的な知識及び技術の修得に関する研修を行うものとする。

4 市は、虐待を受けた子どもの保護及び自立の支援の職務に携わる者の人材の確保及び拡充に努めるとともに、資質の向上を図るための研修等を行うことにより人材の育成に努めなければならない。

5 市は、虐待を受けた子どもがその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析及び検証を行うとともに、虐待の未然防止及び早期発見のための方策、虐待を受けた子どものケア並びに虐待を行った保護者の指導及び支援の在り方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が虐待の防止に果たすべき役割その他虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究を行うものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、子どもを虐待から守り、虐待のないまちづくりを推進するための市の施策及び関係機関等の取組に積極的に協力するよう努めなければならない。

(保護者の責務)

第6条 保護者は、虐待を決して行ってはならず、子どものしつけに際して人権に配

慮し、子どもの心身の健全な成長及び発達を図るよう努めなければならない。

(関係機関等の責務)

第7条 関係機関等は、子どもを虐待から守るため、虐待の防止等に努めるほか、虐待のないまちづくりを推進するための市の施策に協力するとともに、虐待のないまちづくりを推進するための取組を積極的に実施するよう努めなければならない。

2 関係機関等は、虐待の未然防止及び早期発見に向け、専門的な知識及び技術の修得に関する研修をその職員に受けさせ、又は受けることにより、その職員又は自らの資質の向上に努めなければならない。

第2章 区役所の機能の強化

(区役所の体制の強化)

第8条 市は、虐待の防止等に関し、区役所において子ども及び保護者への支援を適切に行うことができるよう、必要な体制の整備及び職員の研修の徹底に努めなければならない。

(情報の共有)

第9条 市は、虐待の防止等のため、虐待が行われた、又は行われるおそれがある場合はその旨の情報を区役所及び児童相談所において適切に共有し、それぞれが管理する情報に差異が生じないよう必要な措置を講ずるとともに、区役所における当該情報の共有の徹底を図るものとする。

第3章 未然防止

(子育てに関する支援のための施策)

第10条 市は、虐待の未然防止に当たり、市民及び子育て支援機関等（子育てに関する支援を行う機関、団体その他の関係者をいう。以下同じ。）と連携し、子育てに関する支援のための施策の充実その他安心して子育てができるような環境の整備に努めなければならない。

2 子育て支援機関等は、虐待の未然防止に当たり、子育てに関する支援のための市の施策に協力するよう努めるものとする。

(子育てに関する情報の提供又は相談)

第11条 市は、前条に規定する子育てに関する支援のための施策として、子育てに関

する情報の提供又は相談に係る業務を行う場合には、子育ての経験者、保育又は看護の従事経験者等との連携に努めるとともに、保護者又は妊産婦と接する機会その他の適当な機会の利用に努めるものとする。

2 市は、虐待の未然防止に当たり、子育て支援機関等が行う子育てに関する情報の提供又は相談に係る活動について、専門的な知識及び技術の提供その他必要な支援を行うものとする。

(乳児家庭全戸訪問事業等の活用等)

第12条 市は、虐待の未然防止に当たり、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第4項に規定する乳児家庭全戸訪問事業、母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条に規定する健康診査等を活用するとともに、これらの事業により状況を把握できなかった家庭の情報を区役所及び児童相談所において共有するよう努めるものとする。

(児童虐待防止推進月間)

第13条 市民の間に広く子どもを虐待から守ることについての関心と理解を深めるため、児童虐待防止推進月間を設ける。

2 児童虐待防止推進月間は、毎年11月とする。

3 市は、児童虐待防止推進月間において、関係機関等、子育て支援機関等その他虐待の防止等に関係する機関、団体等と連携し、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

第4章 早期発見及び早期対応

(早期発見のための環境整備)

第14条 市は、虐待を早期に発見できるよう、関係機関等との連携を十分に図るものとする。

2 病院並びに学校及び保育所等は、虐待防止委員会その他の職員の相談、報告等に基づき虐待を早期に発見し、対応の方針を協議するための複数の職員で構成される組織を設置するよう努めるとともに、職員が虐待を早期に発見し、適切に対応するための手引を作成するよう努めるものとする。

(通告に係る対応)

第15条 市民及び関係機関等は、法第6条第1項の規定による通告（以下「通告」という。）の義務を有していることを自覚し、当該義務を怠らないようにしなければならない。

2 市は、通告があった場合は、直ちに虐待に係る調査を行い、必要があると認めるときは、当該通告を受けてから遅くとも48時間以内に当該通告に係る子どもを直接目視することを基本として、面会その他の方法により、当該子どもに係る法第8条第1項又は第2項に規定する安全の確認（以下「子どもの安全確認」という。）を行わなければならない。

3 通告の対象となった子どもの保護者は、市が行う子どもの安全確認に協力しなければならない。

4 市民及び関係機関等は、市が行う子どもの安全確認に協力するよう努めなければならない。

5 市は、子どもの安全確認を行う場合は、法第10条第1項及び第2項の規定に従ってためらわずに警察の援助を求めなければならない。

6 市は、子どもの外傷又は身体若しくは精神の衰弱の状態から虐待が疑われるとの見解を医師等の専門的知識を有する者から受けた場合は、その見解を最大限尊重し、子どもの安全確認を徹底しなければならない。

7 市は、通告をした者が特定されないよう必要な措置を講ずるものとする。

8 市は、通告の対象となった子どもに関し虐待が行われているおそれがないと認められた場合において、当該通告により心理的外傷その他の影響を受けた子ども及び保護者に対し必要な支援を行うよう努めなければならない。

第5章 虐待を受けた子ども等に対する支援

（専門的な治療、心理療法等の支援）

第16条 市は、虐待を受けた子どもが心身の回復に向け、専門的な治療、心理療法等を受けられるようにするため、関係機関等と連携し、当該子どもに対する支援並びにその保護者に対する支援及び指導を行うよう努めるものとする。

（保護者に対する再発防止のための指導）

第17条 市は、関係機関等と連携し、虐待を行った保護者に対し、虐待の再発防止の

ための指導の徹底等に努めるものとする。

(子どもに対する教育支援)

第18条 教育委員会及び学校は、虐待を受けた子どもがその年齢及び能力に応じ、十分な教育を受けられるよう環境を整備し、必要な支援を行うものとする。

(里親等への支援の充実)

第19条 市は、虐待を受けた子どもの養育のため、児童福祉法第27条第1項第3号の規定による小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親(以下「里親等」という。)への委託に関し、里親等の養育負担の軽減、養育不安の解消及び養育技術の向上のために必要な支援の充実を図るものとする。

(転出する場合の措置)

第20条 市は、虐待を受けた、又は受けるおそれのある子ども及びその保護者に対する支援の途中でこれらの者が市外に転出する場合は、転出先の地方公共団体へ当該支援に必要な情報を伝達し、その他必要な支援を途切れさせないために必要な措置を講ずるものとする。

第6章 雑則

(市長の報告)

第21条 市長は、毎年、虐待の発生状況、通告の状況、虐待に係る市の施策の実施状況その他の市内における虐待に係る状況につき年次報告として取りまとめ、議会に報告し、その概要を市民に公表するものとする。

(委任)

第22条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(見直し)

2 議会は、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があるときは、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

2 子育て支援・児童虐待対策推進検討委員会 設置要綱

(目的及び設置)

第1条 本市における子育て支援及び児童虐待対策に関する取組を推進し、総合的かつ効果的な子育て支援体制の構築に向けて全庁的に協議、調整することを目的として、関係部局から成る川崎市子育て支援・児童虐待対策推進検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 児童相談所、区役所その他こども及び家庭にかかわる相談・支援機関の役割、機能、業務内容及び組織体制並びに各機関の連携に関すること。
- (2) その他子育て支援及び児童虐待対策に関し必要な事項に関すること。

(委員会)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、担当副市長をもって充てる。
- 3 委員は、別表第1に掲げる職員の者をもって充てる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。
- 5 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。
- 6 委員は、会議に出席できないときは、その指名する者を代理で出席させることができる。

(幹事会)

第4条 委員会を補佐するため幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は、こども支援部長をもって充てる。
- 4 幹事は、別表第2に掲げる者をもって充てる。
- 5 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者を委員会に出席させることができる。
- 6 幹事会は、幹事長が必要に応じて招集し、その議長となる。
- 7 幹事が、会議に出席できないときは、その指名する者を代理で出席させることができる。

(専門部会)

第5条 第2条に定める事項の調査及び検討を行うため、委員会に専門部会を置く。

- 2 専門部会は、調査の必要な事項に応じて置くものとし、部会長及び部会員をもって組織する。

- 3 部会長は、幹事長の推薦を受けて委員長が指名した者をもって充てる。
- 4 部会員は、部会長の指名した者をもって充てる。
- 5 部会長は、必要に応じて総務局、総合企画局、財政局の担当する職員をもって、オブザーバーとして部会に参加させることができる。
- 6 部会長は必要に応じて学識経験者等をもってアドバイザーとして部会に参加させることができる。
- 7 専門部会は、部会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、市民・こども局こども本部こども支援部こども福祉課及びこども家庭課の共管とする。

- 2 事務局は、委員会、幹事会及び各部会の庶務を処理する。

(補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

川崎市子育て支援・児童虐待対策推進検討委員会名簿

所 属 等	備 考
副市長	委員長
市民・こども局こども本部長	委 員
市民・こども局長	〃
総務局長	〃
総合企画局長	〃
財政局長	〃
健康福祉局長	〃
教育長	〃
川崎区長	〃
幸区長	〃
中原区長	〃
高津区長	〃
宮前区長	〃
多摩区長	〃
麻生区長	〃

別表第2（第4条関係）

川崎市子育て支援・児童虐待対策推進検討委員会幹事会名簿

所 属 等	備 考
市民・こども局こども本部こども支援部長	幹事長
市民・こども局こども本部こども福祉課長	幹 事
こども家庭課長	〃
こども企画課長	〃
子育て支援課長	〃
青少年育成課長	〃
保育課長	〃
こども本部こども家庭センター総合支援課長	〃
市民・こども局区調整課長	〃
人権・男女共同参画室担当課長	〃
総務局行財政改革室担当課長	〃
総合企画局企画調整課長	〃
財政局財政課長	〃
健康福祉局庶務課担当課長	〃
健康福祉局生活保護・自立支援室担当課長	〃
教育委員会事務局指導課担当課長	〃
川崎区役所保健福祉サービス課長	〃
こども支援室担当課長	〃
大師地区健康福祉ステーション担当課長	〃
田島地区健康福祉ステーション担当課長	〃
幸区役所保健福祉サービス課長	〃
こども支援室担当課長	〃
中原区役所保健福祉サービス課長	〃
こども支援室担当課長	〃
高津区役所保健福祉サービス課長	〃
こども支援室担当課長	〃
宮前区役所保健福祉サービス課長	〃
こども支援室担当課長	〃
多摩区役所保健福祉サービス課長	〃
こども支援室担当課長	〃
麻生区役所保健福祉サービス課長	〃
こども支援室担当課長	〃

3 子育て支援・児童虐待対策推進検討委員会 実施状況

●委員会・幹事会

<検討事項・スケジュール確認>

平成24年8月27日（月） 第1回幹事会開催

平成24年8月28日（火） 第1回委員会開催

<検討の方向性の確認>

平成24年10月19日（金） 第2回幹事会開催

平成24年10月30日（火） 第2回委員会開催

<業務執行の全体像（骨子）の確認>

平成24年11月20日（火） 第3回幹事会開催

平成24年11月27日（火） 第3回委員会開催

<業務執行の詳細の確認>

平成24年12月18日（火） 第4回幹事会開催

平成24年12月25日（火） 第4回委員会開催

<基本方針（案）の確認>

平成25年1月17日（木） 第5回幹事会開催

平成25年1月22日（火） 第5回委員会開催

<パブリックコメントの結果報告>

平成25年3月21日（木） 第6回幹事会開催

●専門部会

<区こども支援部会>

平成24年 9月18日（火） 第1回開催

平成24年10月 1日（月） 第2回開催

平成24年10月12日（金） 第3回開催

平成24年11月 5日（月） 第4回開催

平成24年12月 5日（水） 第5回開催

平成25年 2月14日（木） 第6回開催

< 児童相談所部会 >

平成24年 9月24日 (月) 第1回開催
平成24年10月10日 (水) 第2回開催
平成24年11月13日 (火) 第3回開催
平成24年12月 7日 (金) 第4回開催
平成25年 2月26日 (火) 第5回開催

(母子保健事業プロジェクト会議)

平成24年 5月29日 (火) 第1回開催
平成24年 6月15日 (金) 第2回開催
平成24年 7月 5日 (木) 第3回開催
平成24年 9月 3日 (月) 第4回開催

< 母子保健部会 >

平成24年10月12日 (金) 第1回開催
平成24年11月 6日 (火) 第2回開催
平成24年12月 6日 (木) 第3回開催
平成25年 2月14日 (木) 第4回開催
平成25年 3月19日 (火) 第5回開催

< 3部会合同部会 >

平成24年11月16日 (金) 第1回開催